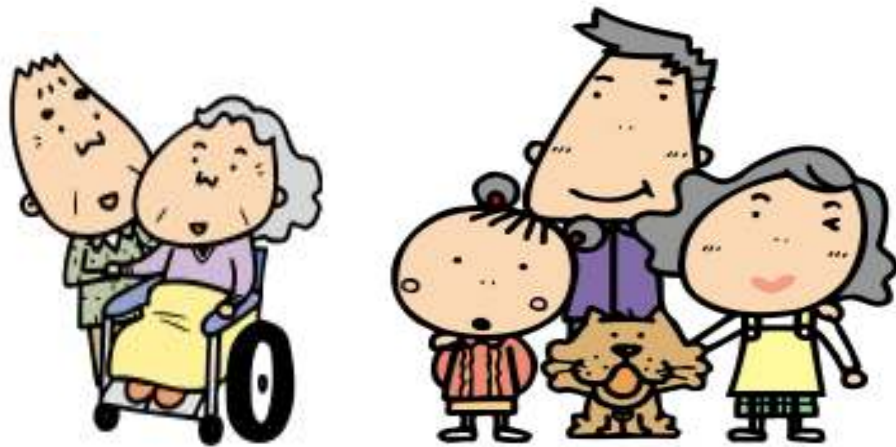



南越前町男女共同参画計画

南越前町男女共同参画推進プラン(改定)

～優しいまち・たすけあう男と女ひと～



平成 24 年 3 月
南 越 前 町



南越前町男女共同参画都市宣言

豊かな海・山・里に生かされている南越前町。
わたしたちは、このまちですこやかな心と体を育て
男女が助け合い、あらゆる分野で互いに生かし合い
優しい男ひとと女ひとのまちを目指し
ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

1. わたしたちは、男女が互いに認め合い
人権を尊重するまちをつくります。
1. わたしたちは、男女が家庭生活で共に支え合い
喜びと責任を分かち合うまちをつくります。
1. わたしたちは、男女が地域や職場で
おもいやりのある行動で
自分らしく活動できるまちをつくります。

平成22年11月13日

南越前町





お互いを思いやり理解し合い 共に生きるまち「南越前町」を目指して

南越前町は、海・山・里の豊かな自然や歴史・文化があり、この誇れる特性を生かし、住民がお互いを思いやりそして理解し合い、共に生きる活力あるまちづくりに取り組んでいます。

そのまちづくりを進めるためには、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会を目指す男女共同参画社会の実現が重要あり、国においても、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、平成22年12月に「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定されるなど、男女共同参画社会の形成に向け、基本的な枠組みづくりが進められております。

本町においては、女性の就業率や夫婦共働きの割合が高く、女性も地域社会に大きな貢献をしています。しかし、職場や地域や家庭の意志決定の場に女性が参画できなかつたり、「男は仕事・女は家庭」というように、周囲が性別によってそれぞれの役割を決めつけるなど、まだまだ、実質的な男女平等が実現されていないのが現状であります。今日の私たちの生活環境をめぐる状況の変化に対応していくためにも、一層男女が性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を発揮し、生かし合える社会づくりが必要となってきます。

そこで、南越前町では、平成22年4月に男女共同参画推進条例を施行するとともに、平成22年11月13日には、内閣府と共催で、町を挙げて取り組む「男女共同参画宣言都市」を宣言しています。また、男女共同参画に関する意識調査を実施するなど様々な取り組みを行ってまいりました。

こうした状況のもと、この度、南越前町男女共同参画推進条例の基本理念に基づいて「南越前町男女共同参画推進プラン」の改定を行いました。今後は、男女共同参画社会の実現を目指して、行政はもとより、男女共同参画社会づくりの主役である地域の皆様のお力を得ながら、町民と事業所、行政が一体となってこのプランの着実な推進を図って参りたいと考えています。

最後に、このプランの策定にあたり、貴重なご意見を頂きました町民の皆様をはじめ、具体的なご提言やご指導を頂きました南越前町男女共同参画審議会の皆様また南越前町男女共同参画推進員の皆様に心からお礼申し上げます。

平成 24 年 3 月 30 日

南越前町長 川野 順 万

目 次

第 1 章 計画策定の基本的な考え方

1 計画改定の趣旨	1
2 計画の基本理念	2
3 計画の基本目標	3
4 計画の期間	3
5 改定の基本的視点	3

第 2 章 計画策定の背景

1 世界の動き	4
2 国の動き	5
3 福井県の動き	6
4 南越前町の動き	7

第 3 章 基本目標と施策の内容

南越前町男女共同参画推進プランの体系	8
基本目標Ⅰ 男女が共に助け合い築く「南越前町」のまちづくり	9～11
重点目標(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	
重点目標(2) 家庭・地域での慣習・しきたりの見直しおよび意識の改革	
重点目標(3) 多様な選択を可能にする教育・学習の充実	
基本目標Ⅱ 男女が共に活躍する「南越前町」のまちづくり	12～13
重点目標(1) 職場・地域における男女平等の推進	
重点目標(2) 男女が共に家庭生活や地域社会への参画の促進	
基本目標Ⅲ 男女が共に安心して暮らせる「南越前町」のまちづくり	14～15
重点目標(1) 男女が共に思いやる環境づくり	
重点目標(2) あらゆる暴力の根絶	

第 4 章 計画の推進

男女共同参画社会を実現するため	16
-----------------	----

参考資料

資料1 男女共同参画基本法	18～23
資料2 南越前町男女共同参画推進条例	24～28
資料3 南越前町男女共同参画審議会委員名簿	29
資料4 南越前町男女共同参画推進員名簿	30
資料5 各種委員会への女性の登用状況	31～32
資料6 平成 22 年度南越前町男女共同参画社会についての意識調査調査結果の概要	33～44

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画改定の趣旨

日本の社会には、「男だから、女だから」といった枠組みで物事を判断する傾向があります。また、男女差別による偏見は、「男は仕事、女は家庭」に代表されるように性別による固定的役割分担とも結びついてきました。男性も女性も立場こそ違え、長年にわたり狭められた生き方を強いられてきたといえます。

国においては、男性も女性も全ての個人が互いに人権を尊重しつつ、責任も分かち合い性別にかかわらず、その個性と能力を十分発揮することができる男女共同参画社会の実現を21世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置付け、国、地方公共団体及び国民がそれぞれ取り組むべきことを定めた「男女共同参画社会基本法」が平成11年6月に公布、施行されました。平成22年12月には、「第3次男女共同参画基本計画」が策定され、基本的方向と具体的施策の内容が示されています。

平成12年、福井県においても、ゆとりと創造力あふれる福井をめざし、「ふくい男女共同参画推進条例」が制定され、平成23年度内に「第2次福井県男女共同参画計画」が策定される予定です。

南越前町では、平成18年4月に町民に対し男女共同参画に関するアンケート調査を実施し、その結果等を踏まえながら「南越前町男女共同参画推進プラン」を策定しました。また、平成22年には「南越前町男女共同参画推進条例」を制定するとともに、同年11月13日には、内閣府と共催による「男女共同参画宣言都市」を宣言しています。

平成22年7月に実施した「男女共同参画社会に関する意識調査」の結果を見ると、「男女の平等意識」については、家庭生活の中で62.3%の人が、男性の方が優遇されていると答えています。炊事・洗濯・掃除などの家事や育児といった家庭内の役割についてもほとんど女性が担っており、今なお固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることが明らかになっています。

このように、男女共同参画社会の実現のためには、意識の改革や環境整備など個人的にも社会的にも数々の課題があります。これらの様々な課題を解決するには、現状を把握し、問題点を明らかにして、障害になっているものが何かをみんなで考える必要があります。

こうした状況のもと、「南越前町男女共同参画推進プラン」が平成23年度に中間年度を迎えることや、社会情勢の変化に的確に対応し、誰もが夢と希望を持って性にとらわれず自分らしく生き生きと暮らせるまちづくりを進めようという考えのもと、南越前町男女共同参画推進条例の基本理念に基づいて、南越前町男女共同参画推進プランを改定しました。



2 計画の基本理念

男女共同参画社会の形成を進めるうえで、「男女の人権の尊重」「あらゆる分野への男女の共同参画」がもっとも基本的な要件となります。

このことを踏まえながら、この計画は南越前町における男女が、一人の人間として、お互いを尊重しながら社会のあらゆる場所で生き生きと輝き助け合い幸せに過ごせるまちづくりをめざしていくこと

ひと ひと
助け合う 優しい 男と女の まちづくり

を、基本理念とし、南越前町の男女共同参画社会の実現を目指します。

具体的に本計画では、条例の6つの基本理念に基づき進めるものとします。

【推進するための6つの基本理念】

(1) 男女の人権の尊重

男性も女性もひとりの人間として尊重され、能力が発揮できる機会を確保しましょう。

(2) 制度または慣行の見直し

「男だから」「女だから」という性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女がともに様々な活動ができるよう、社会の制度や慣行のあり方を見直しましょう。

(3) 政策等の立案および決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に共同して参画できるようにしましょう。

(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、互いに協力し、子育てや介護等の社会支援を活用しながら家庭や仕事や地域活動を両立できるようにしましょう。

(5) 男女の意思の尊重

男女が互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性と生殖に関し双方の意思が尊重され、生涯健康な生活を営むことができるようにしましょう。

(6) 国際的協調

国際社会とともに歩むことも大切で、他の国々や国際機関との協調のもとに取り組みましょう。

3 計画の基本目標

計画策定にあたり、具体的にどのようなまちづくりを進めるのかその方向性を示すことが大切であることから、3つの基本目標を掲げることとします。

基本目標Ⅰ 男女が共に助け合い築く「南越前町」のまちづくり

政策や方針決定などの意思決定過程に女性の参画を拡大することを推進します。
また、固定的な役割分担意識にとらわれず、全ての人が様々な活動に参画できるよう、社会の慣行やしきたりのあり方を見直すとともに男女共同参画の意識づくりを行います。
さらに、家庭教育、幼児教育、学校教育、社会教育等あらゆる教育の場で男女共同参画の視点に立った教育・学習を推進し、意識の改革を図ります。

基本目標Ⅱ 男女が共に活躍する「南越前町」のまちづくり

職場・地域において男女が均等な機会を与えられ、意欲と能力に応じ平等な待遇を受けられるよう関係法令の趣旨、内容の周知を図ると共に、母性の保護対策についても啓発していきます。
また、男女が共に充実した家庭や地域での生活を楽しみながら活動できるような条件や環境の整備に努めます。

基本目標Ⅲ 男女が共に安心して暮らせる「南越前町」のまちづくり

生涯を通じて心身ともに健康で活力に満ちた生活を営むための支援や、高齢者や障害のある人が安心して暮らせる環境の整備を進め、介護の負担が女性にかたよることなく男性も共に担い、さらに社会全体で支えていけるような介護体制や環境の整備を図り、高齢者も障害のある人も男女が共に社会の一員としていきいきと暮らせるように支援します。
また、男女共にあらゆる暴力をなくすための啓発を進めるとともに、被害者に対する相談、支援の体制を整えていきます。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成19年度から平成28年度までの10年間とします。
なお、具体的施策については平成24年度から平成28年度までの概ね5年間とします。

5 改定の基本的視点

平成22年に制定した「南越前町男女共同参画推進条例」の内容および平成22年7月に実施した「男女共同参画社会に関する意識調査」の結果を踏まえて作成しています。

第2章 計画策定の背景

1 世界の動き

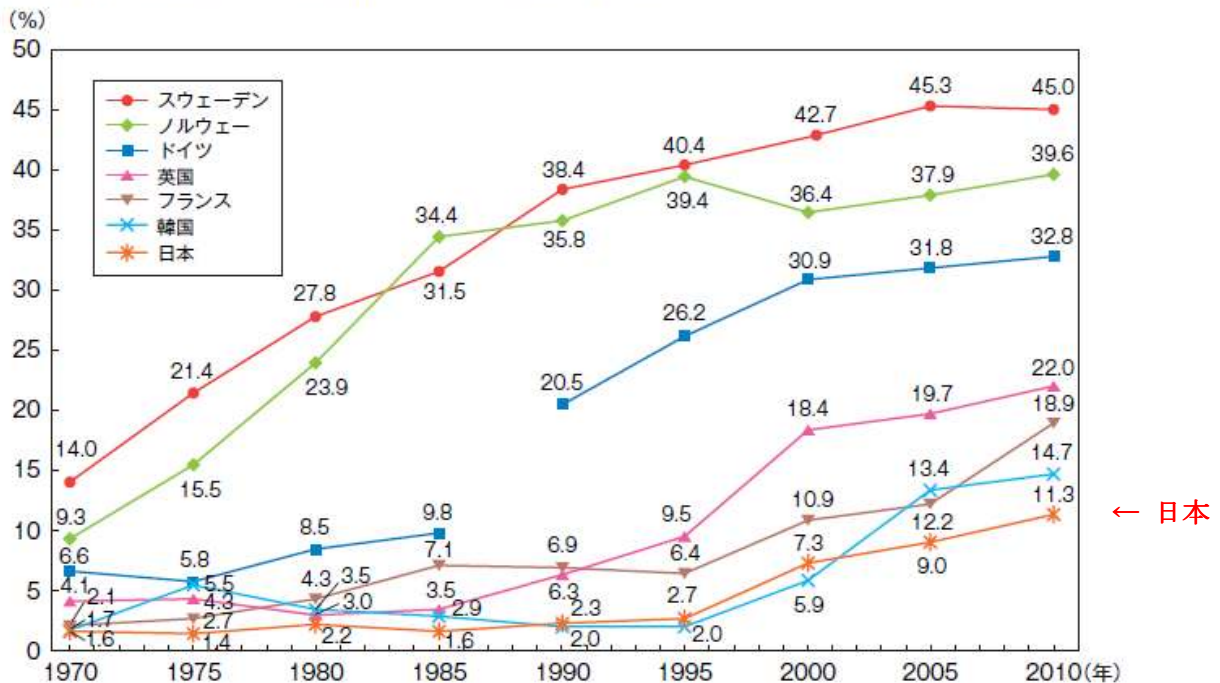
国連では、昭和50年を国際婦人年とし、その中心的行事として国際婦人年世界会議（第1回世界女性会議）がメキシコシティで開催され、「世界行動計画」が採択されました。この計画で、昭和51年から昭和60年までを「国連婦人の10年」と定められ、その目標として「平等・発展・平和」が掲げられました。昭和55年には、「国連婦人の10年」の中間年に世界会議がコペンハーゲンで開催され「女子差別撤廃条約」の署名式が行われ、日本も署名しました。

昭和60年には、「国連婦人の10年」ナイロビ世界大会が開催され、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

その後、平成2年に経済社会理事会で、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論（ナイロビ将来戦略勧告）」が採択され、第45回国連総会で世界女性会議の平成7年開催を勧奨する経済社会理事会決議が承認されました。これを受けて、同年に北京で開催された第4回世界会議（北京会議）では、現在の女性の地位向上に関する国際的な指針ともいべき「北京宣言及び行動綱領」が採択され、平成12年には、そのフォローアップとして、第23回国連特別総会（女性2000年会議）が開催され、成果文書が採択されました。

平成17年には、「北京宣言及び行動綱領」及び第23回国連特別総会成果文書の各国における実施状況について評価・見直しを行うため、世界閣僚級会合が開催されました。

第1図 我が国と諸外国の国会議員に占める女性割合の推移



(備考) 1. IPU資料より作成。
2. 下院又は一院制における女性議員割合。
3. ドイツは1985年までは、西ドイツの数字。

平成23年6月 内閣府(男女共同参画白書より)

2 国の動き

こうした国際的な流れの中で、国は昭和50年「婦人問題企画推進本部」を総理府に設置し、併せて内閣総理大臣の私的諮問機関として、「婦人問題企画推進会議」が設置されました。昭和52年、今後10年間の国の女性問題の課題及び施策の方向を明らかにする「国内行動計画」を策定し、民法および国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定、男女共修に向けての家庭科教育の在り方の検討等、「女子差別撤廃条約」批准のための国内法の整備が進められ、昭和62年に、「新国内行動計画」を策定し、平成3年には、「ナイロビ将来戦略」の見直しを受け、平成12年に向けての新国内行動計画の第1次改定を行い、「共同参加」から「共同参画」に改められました。

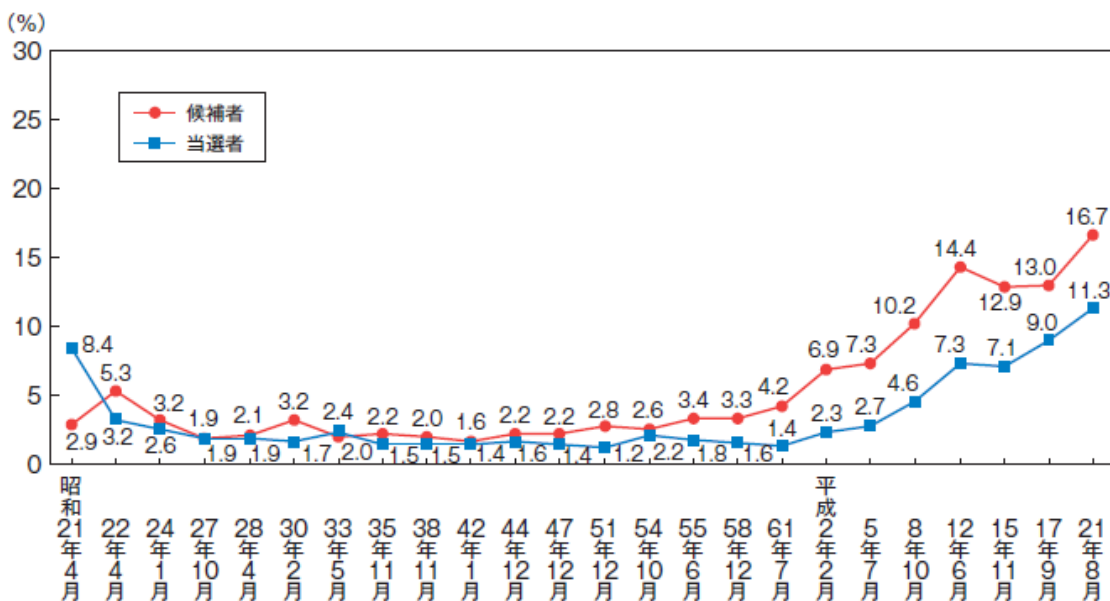
また、平成7年の北京での第4回世界女性会議の後、「行動綱領」や「男女共同参画審議会」の答申を受けて、平成8年「男女共同参画2000年プラン」が制定されました。

さらに、平成11年からは、改正男女雇用機会均等法、改正労働基準法、および育児・介護休業法の全面施行、また、将来に向かって国、地方公共団体および国民の男女共同参画社会の形成に関する取り組みを総合的、計画的に推進するため、「男女共同参画基本法」が公布・施行されました。この「基本法」に基づき平成12年「男女共同参画基本計画」が策定されるとともに、平成13年中央省庁再編にあたり、男女共同参画に関するセクションとして内閣府に「男女共同参画局」が設置され、体制が強化されました。また、平成14年「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律」が施行されました。

そして、平成16年「配偶者暴力防止法」改正、「配偶者暴力防止法に基づく基本方針」が策定され、平成17年には、「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定されました。

また、平成22年12月17日には、①女性の活躍による経済社会の活性化②男性、子供にとっての男女共同参画③様々な困難な状況に置かれている人々への対応④女性に対するあらゆる暴力の根絶⑤地域における身近な男女共同参画の推進を「改めて強調している視点」とした「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

第11図 衆議院議員総選挙候補者、当選者に占める女性割合の推移



(備考) 総務省「衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調」より作成。

平成23年6月 内閣府(男女共同参画白書より)

3 福井県の動き

福井県では、昭和56年に女性地位向上のための県内行動計画として「福井県婦人対策の方向」が策定され、昭和58年には企画開発部少年課を青少年婦人課に改め、同課内に婦人対策室が設置されました。

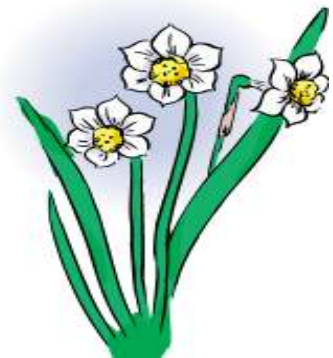
昭和60年、女性のための地位向上を推進する民間の女性団体として福井県婦人の地位向上推進連絡会が設立され、昭和63年には、女性の地位向上と福祉の増進にむけた総合的な女性行政の指針である「21世紀をめざすふくい女性プラン」が策定されました。

平成元年には、青少年婦人課を青少年女性課に、婦人対策室が女性政策室に改称され、さらに、平成7年には、女性総合センターと生涯学習センターの複合施設である生活学習館が開館し、男女共同参画を進めるうえでの女性の活動拠点整備が図られ、また、財団法人ふくい女性財団が、女性の自立と社会参加のための諸活動を行うことを目的に民間と行政が幅広く連携協力して設立されました。

平成10年には、女性の ※ジェンダー・エンパワーメントを促進することなどを計画の基本的な考え方とした「ふくい男女共同参画プラン」が策定され、総合的・計画的な施策の推進が図られ、平成12年には、女性政策室が男女共同参画室と改称し、平成14年ゆとりと創造力あふれる福井を目指して「ふくい男女共同参画プラン」が策定され、同年「福井県男女共同参画推進条例」が制定されました。

平成17年には、配偶者暴力被害者の保護、自立支援に関する施策を実施するため「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、「配偶者暴力防止および被害者保護のための福井県基本計画」が策定されるとともに、国の基本計画の内容を踏まえ、平成18年度に「福井県男女共同参画計画」が改定されました。

また、平成23年度内に「第2次福井県男女共同参画計画」が策定される予定です。



※ ジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)

女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。HDIが人間開発の達成度に焦点を当てているのに対して、GEMは能力を活用する機会に焦点を当てている。

4 南越前町の動き

平成17年1月1日 市町村合併により、南条町、今庄町、河野村が合併し、新しい町「南越前町」が誕生しました。

また、平成17年5月には、男女共同参画社会づくりを主な活動目的に、各団体、グループがお互いの活動を尊重しながら連携を図るとともに、女性の地位向上と女性組織の強化および男女間の連携の推進を図るため、旧南条町、旧今庄町の女性ネットワークを母体に「南越前町男女ネットワーク」が設立されました。

平成18年には、教育委員会事務局に、「南越前町男女共同参画プラン策定委員会」を設置し、旧3町村のプラン、活動内容等、状況の検証を進めるとともに、プランの基礎資料となる住民の意識調査を行ない、委員会で検討を重ね、新町の男女共同参画社会づくりの指針となる「男女共同参画プラン」を策定しました。

また、平成21年9月に南越前町男女共同参画審議会を設置し、平成22年3月に南越前町男女共同参画推進条例を制定しました。

平成22年7月には、10代(18歳)から60代以上の年代別5段階で男女別に50人ずつ無作為抽出(合計600人)し、「男女共同参画社会に関する意識調査」を実施しました。

また、平成22年11月13日(土)には、内閣府と共催で、町を挙げて取り組む「男女共同参画宣言都市」を宣言しています。

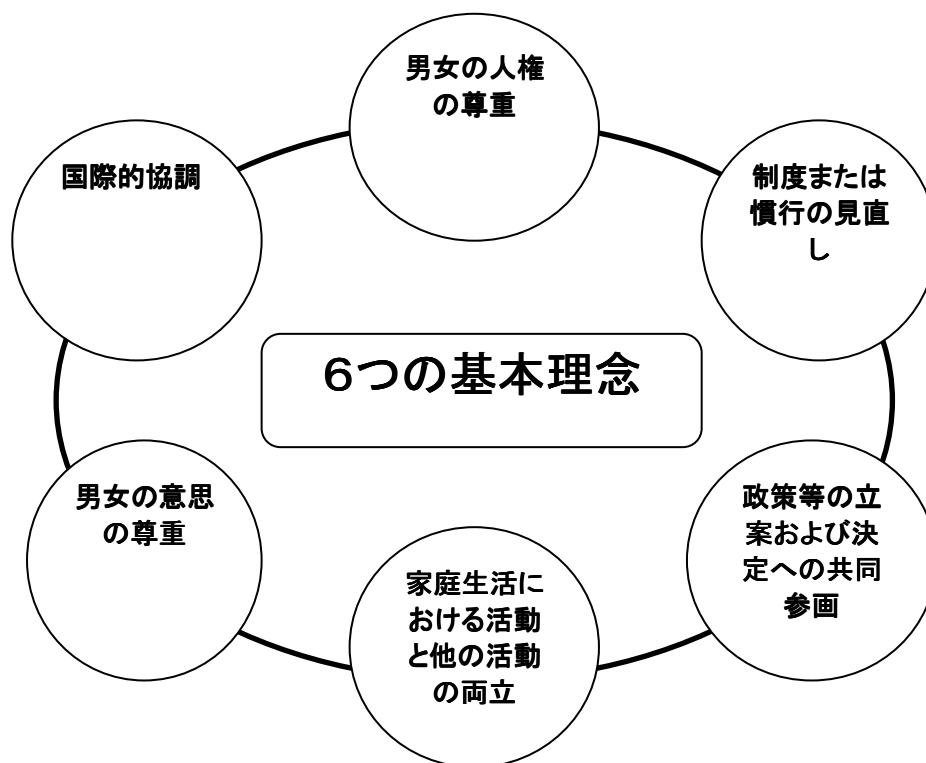


「南越前町男女共同参画宣言都市記念式典」平成22年11月13日(土)

第3章 基本目標と施策の内容

南越前町男女共同参画推進プランの体系

助け合う 優しい ^{ひと} ^{ひと} 男と女の まちづくり



基本目標	重点目標
Ⅰ 男女が共に助け合い築く「南越前町」のまちづくり	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
	(2) 家庭・地域での慣習・しきたりの見直しおよび意識の改革
	(3) 多様な選択を可能にする教育・学習の充実
Ⅱ 男女が共に活躍する「南越前町」のまちづくり	(1) 職場・地域における男女平等の推進
	(2) 男女が共に家庭生活や地域社会への参画の促進
Ⅲ 男女が共に安心して暮らせる「南越前町」のまちづくり	(1) 男女が共に思いやる環境づくり
	(2) あらゆる暴力の根絶

基本目標 I

男女が共に助け合い築く「南越前町」のまちづくり

重点目標(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

社会の構成員の半数が女性であり、その女性の意見や考え方を政治、経済、社会、文化などあらゆる分野において反映させることは、女性の能力の発揮や地位向上だけでなく、今までの男性中心の社会を見直し、性にとらわれない個性的で多様な生き方が広がるまちづくりにつながります。

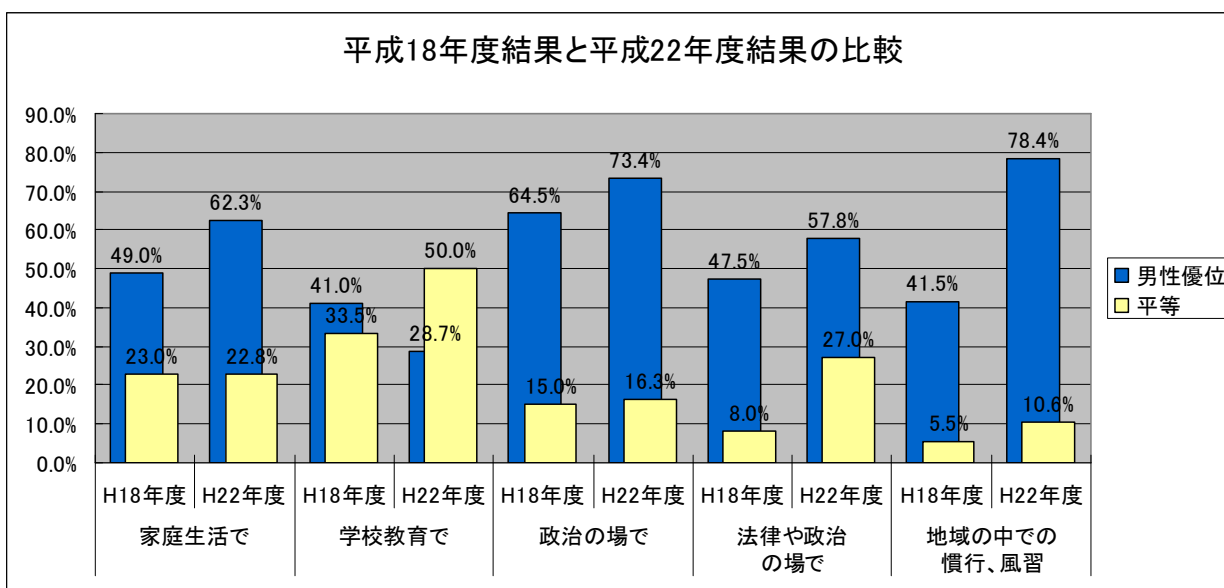
本町は、女性の就業率が、49.1%(平成17年国勢調査より)と高く、女性の社会参加が進んでいるとも言えますが、地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等への女性の登用状況をみると、平成23年4月1日現在で23.0%であり、条例で定める40%という数値目標を下回る結果となっています。

公の機関をはじめ地域の団体や企業などにおいて、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、男女双方の意思を十分反映させることは、大変重要なことです。社会のあらゆる分野で、女性の意見を反映させるためには、女性自身が力をつけていくことが大切であり、女性のエンパワーメント(P6参照)を促進する必要があります。それとともに、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)を講じるなど、女性が参画しやすい環境を整えることが重要となります。

【具体的施策の内容】

- ① 地域の女性登用状況を調査し、その結果を公表します
- ② 女性のエンパワーメントの促進を図るため、学習機会の確保と充実を図ります
- ③ 地域の様々な活動の中に、男女共同参画の視点の導入を働きかけ、女性の参画を促進します。

★現代社会において男女の地位は？



H22年度南越前町男女共同参画についての意識調査より

重点目標(2) 家庭・地域での慣習・しきたりの見直しおよび意識の改革

それぞれの地域には、昔からの様々な慣習やしきたりがあり、長い歴史の中で代々受け継がれてきた伝統文化として後世に伝えるべきものも多くあります。

しかし、固定的な性別役割分担意識に基づく慣習・しきたりや「男だから・女だから」の押しつけは、一人ひとりの個性を抑え、差別につながりやすく、男女共同参画社会の実現を妨げる要因であると考えます。

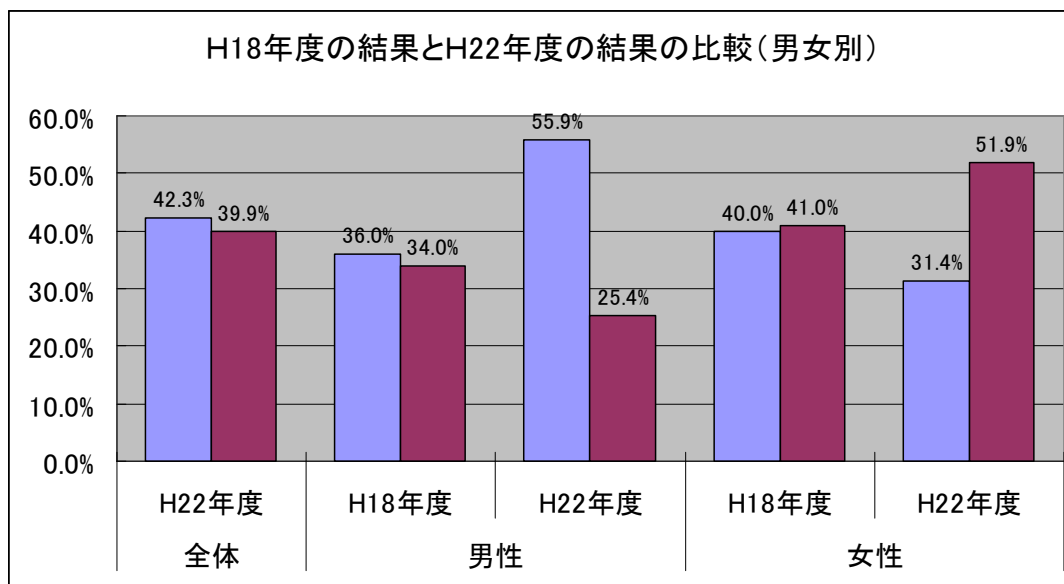
平成22年度に実施した南越前町男女共同参画についての意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」の考え方を約4割の人が肯定しています。性別で見ると、賛成という意見は男性の方が多く、固定的な性別役割分担は依然として根強く残っています。

社会の慣行やしきたりのあり方を見直すとともに、男女共同参画の意識づくりを推進していくことが重要となります。

【具体的施策の内容】

- ① 講演会などを実施し、慣習・しきたりの見直しおよび意識の改革を進めます。
- ② 男女共同参画の推進を目的とする各種団体の自主的な活動を支援します。
- ③ 男女共同参画に関する調査および情報の提供を行います。

★「男は仕事・女は家庭」という考え方について



H22年度南越前町男女共同参画についての意識調査より

重点目標(3) 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

男女平等の理解を深めるためには、家庭教育や幼児教育、学校教育や社会教育などのあらゆる学習場面において、幅広く人権を尊重した男女平等教育を進める必要があります。そのためには、学校・家庭・地域社会がお互いに連携し、協力しあっていくことが重要です。

また、町民一人ひとりが平等意識を持ち、日々の生活の中で継続して行動することが大切で、男性・女性という性別にとらわれず個人の個性や能力を十分に発揮することができるよう、男女共同参画の視点に立った生涯学習を推進します。

【具体的施策の内容】

- ① 学校における男女平等教育を推進します。
- ② 家庭や地域における男女平等教育を推進します。



河野中学校における次世代セミナーの様子

基本目標 II

男女が共に活躍する「南越前町」のまちづくり

重点目標(1) 職場・地域における男女平等の推進

平成17年国勢調査の結果を見ると、福井県全体における女性の就業率は51.6%と全国で第1位となっており、南越前町においても女性の就業率は高く、女性の労働力は本町の産業にとっても重要な役割を担っています。

「男女雇用機会均等法」が施行され、法律上は、雇用の分野での男女差別が禁止されるようになりましたが、平成22年度に実施した南越前町男女共同参画についての意識調査によると、職場で、「男性優位」と感じている人が、70.9%という結果になっています。

また、育児を終えた女性の再就職が難しいことや、働く女性が妊娠・出産で不利益な取扱いを受けるというような問題もあります。

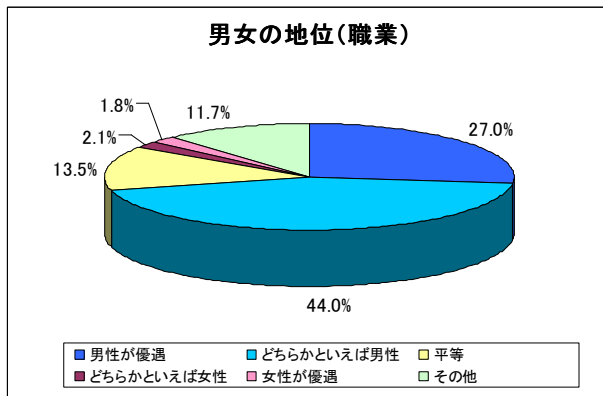
このようなことから、男女の均等な機会と待遇の確保をめざして、男女格差の改善に向けた積極的な取り組み(※ ポジティブ・アクション)や母性保護対策を推進するなど、自営業も含めた働く場における実質的な男女均等の実現を図ることが必要です。

働くことは、生活を支える経済的基盤であるとともに、生きる喜びを得るための人生の基盤でもあります。男女が対等な立場で協力しあい、共に能力を発揮できる環境づくりが必要です。

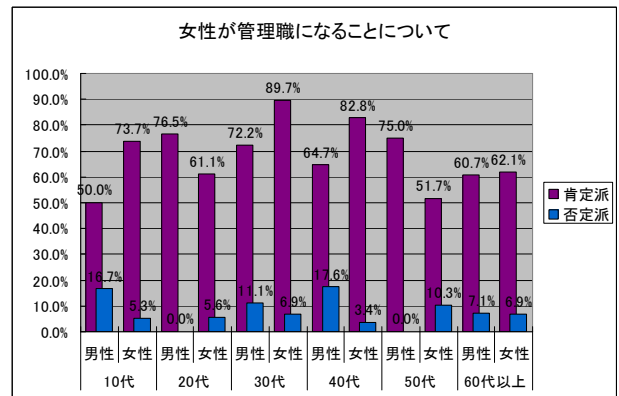
【具体的施策の内容】

- ① 企業等に働きかけ、均等な雇用の機会と待遇確保を推進します。
- ② 働く女性の母性保護を推進します。
- ③ 自営業における男女共同参画を推進します。
- ④ 農林水産業における男女共同参画を推進します。

★現代社会において男女の地位は？



★女性が管理職になることについて



H22年度南越前町男女共同参画についての意識調査より

※ ポジティブ・アクション

地域社会や行政の意思決定の場などで、性別によって参画する機会に差がある場合、参画が少ない男女の一方に対し、機会を積極的に提供することを言う。

重点目標(2) 男女が共に家庭生活や地域社会への参画の促進

「家事・育児・介護は主に女性の仕事」という従来の性別役割分担意識が、仕事を持つ女性にとって大きな負担となっています。平成22年度に実施した南越前町男女共同参画についての意識調査では、家庭生活の中で「男女平等である」と考えている人は、22.8%という結果になっており、家庭内の仕事をどれくらいしているかについては、下図のとおり、実際には、ほとんど女性が家庭内の仕事を担っているということがわかりました。

特に、仕事を持つ女性の負担を軽減し、男女が共に充実した家庭生活を送るためには家事・育児・介護等における男性側の分担がぜひとも必要です。

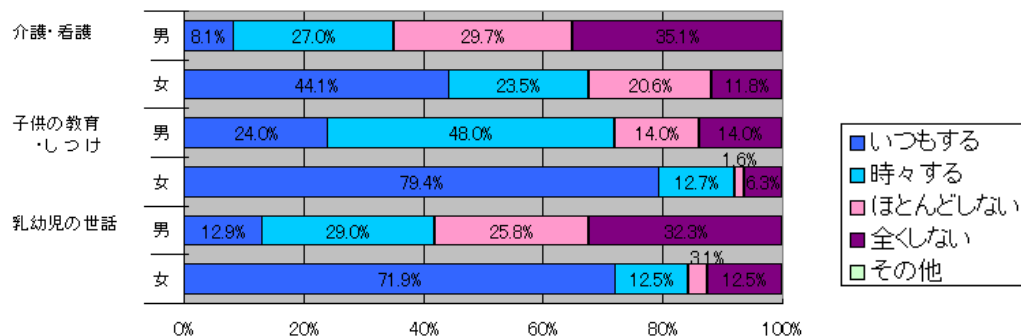
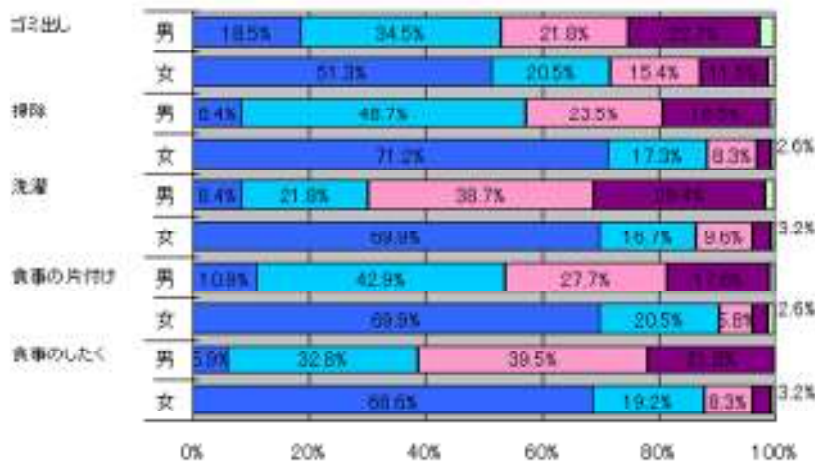
近年、結婚や出産の後も働き続けたいと考える女性が増えているにもかかわらず、家庭や職場における理解や協力が得られず、子供を生むことを断念するケースもみられるなど、少子化に歯止めがかからない要因のひとつとなっています。

また、家庭の持つ本来の機能が弱くなってきている今、地域の役割は重要となっています。地域社会には、色々な世代や立場の人たちとの交流を通して、大人も子どもも成長し、相互扶助意識を育てていく機能があります。これまでの男女の職場中心・家庭中心といった偏った意識やライフスタイルを見直し、男女の家庭や地域活動への共同参画を促進することが必要です。

【具体的施策の内容】

- ① 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しを推進します。
- ② 仕事と家庭の両立の社会的支援を行います。
- ③ 家事・育児・介護に対する男女の共同責任を推進します。
- ④ 男女が共に参画する地域づくりを促進します。

★あなたは家庭内の仕事をどの程度されていますか？



重点目標(1) 男女が共に思いやる環境づくり

男性も女性も、お互いにそれぞれの身体の機能を十分理解しあい、思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会を実現していくうえで最も基本的要件といえます。

女性は、妊娠や出産により、ライフサイクルを通して、男性と異なる健康上の問題に直面します。これまで女性の性は「産むためのもの」としてみなされてきましたが、今後は健康や妊娠、出産など女性自身の身体に関することについては、女性が自ら決定することができる1つの権利として男女が理解を深めていくことが必要です。

また、厚生労働省が発表した平成22年簡易生命表によると、日本人の平均寿命は、男性が79.64歳、女性が86.39歳と男性世界2位、女性は世界1位の長寿国となっています。人生80年時代といわれる中、快適で充実した人生を送るためには、何よりも健康であることが不可欠の要件となります。高齢化が進んでいく中で、高齢者や障害者が自立した生活ができるように支援することは、男女が共に携わっていく家庭や地域の問題として、極めて重要な課題となってきています。

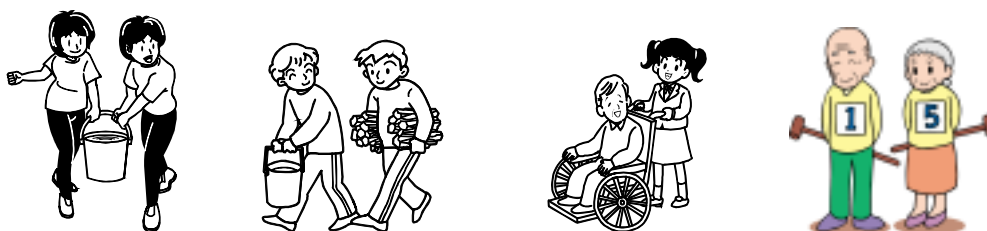
本町においても、高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画や障害者福祉計画をもとに、高齢者や障害のある人もない人も共に、家庭や地域で普通に暮らせる社会づくりをめざす ※「ノーマイゼーション」の理念に基づいて、安全で快適な生活と積極的社会参加により交流ができる生活環境づくりをめざし、一体となって推進していきます。

【具体的施策の内容】

- ① 妊娠・出産等に関する健康支援を行います。
- ② 生涯を通じた男女の健康づくりを支援します。
- ③ 高齢者や障害者が自立した生活をおくるための支援を行います。
- ④ 介護者や高齢者が安心して暮らせる介護体制を構築します。

※ ノーマライゼーション

障害の有無にかかわらず、すべての人が平等に社会の構成員として自立した生活や社会活動を営むことを可能にすることをいい、障害のある人が特別視されることなく、社会に生活する個人として地域で生活し、行動できることをいいます。



重点目標(2) あらゆる暴力の根絶

男女共に相手に対する暴力とは、身体的、心理的、性的な傷害や痛みを与える行為をいい、性犯罪、家庭内暴力、売買春、※セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)、※ DV(ドメスティック・バイオレンス)など、様々なものがあります。

特に、パートナーからの暴力については、これまで犯罪であるという認識が十分でなく、潜在化する傾向にあり、社会の理解もまだ不十分な面があります

パートナーからの暴力の被害者は女性に多く、経済的自立が比較的困難である女性に対してパートナーが行う暴力やその他の心身に有害な影響を及ぼす言動は、個人の尊厳を害するものであり、男女平等の実現の大きな妨げとなっています。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の制定(平成13年4月)に伴い、女性に対する暴力の根絶に向けて気運が高まりつつあります。

今後パートナーに対する暴力の問題や、パートナーの人権尊重について意識啓発に努める必要があります。

また、あらゆる暴力に対する相談の窓口の充実を図り、関係機関と連携を保ちながら相談者の安全確保と支援体制の整備を図ります。

【具体的施策の内容】

- ① 啓発活動を実施します。
- ② 相談窓口の充実を図ります。

★あなたは夫や妻や恋人関係にあったものから次の行為をされたことがあるか

ドメスティックバイオレンスの状況について	何度もされた	1～2度された	何度もした	1～2度した
282 件中				
【身体的な暴力】				
命の危険を感じるくらい暴行	1 件	7 件		
医者治療が必要となる程度暴行	2 件	3 件		1 件
医者治療が必要とならない程度暴行	6 件	5 件		2 件
【心理的・言葉による暴力】				
「誰のおかげで生活できるんだ」とか、「かいしょうなし」と言われる	6 件	9 件	2 件	8 件
人格や存在を否定するような言葉の暴力	11 件	13 件	4 件	14 件
何を言っても、長期間無視	5 件	10 件	5 件	15 件
【経済的な暴力】				
生活費を入れない	5 件	4 件		4 件
職に就いたり、仕事を継続することへの妨害	1 件	6 件	1 件	
借金をおわせる	2 件	2 件	1 件	2 件
【性的な暴力】				
相手がいやがっているのに性的な行為を強要	4 件	6 件	2 件	9 件
相手が見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる	1 件	1 件		2 件
【社会的離脱】				
交友関係や電話などの細かな監視	9 件	2 件	2 件	2 件
【子どもを巻き込んだ暴力】				
「子どもに危害を加える」と言って脅したり、子どもを取り上げる	1 件	1 件		1 件

H22年度南越前町男女共同参画についての意識調査より

※セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)

性的いやがらせ。相手の意に反した性的な言葉や振る舞いによって、労働条件を悪化させ、働きにくくすること。

※ DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者への、もしくは恋人など親密な関係の異性への暴力。

第4章 計画の推進

男女共同参画社会を実現するため、町民と行政が一体となって計画推進に取り組んでいくことが不可欠です。

町においては、プランに基づき施策を総合的かつ効果的に推進していくため、庁内の推進体制の整備、充実を図り、施策への男女共同参画の視点の反映を図るとともに、プランの推進状況の把握や評価をしていきます。

また、県等の関係機関との連携を図るとともに、町民一人ひとりが自らの問題として認識し、行動することが重要であることから、広報紙やケーブルテレビ等を活用し、情報の提供を進めるとともに、町民、事業所、町内団体と行政がお互いに連携しながら力を合わせて男女共同参画社会に向けて計画を推進していきます。

1 庁内推進体制の整備、充実

男女共同参画に関する施策は、広範多岐にわたっており、全部局に関連しています。あらゆる施策が、男女共同参画社会づくりに向け企画、立案、実施されることが必要です。総合的な見地から整合性のある施策を推進するための、庁内推進体制の整備、充実を進めるとともに、このプランの進捗状況の把握、評価に努めます。

2 町民、事業所、町内団体との連携

男女共同参画社会実現のためには、行政だけでなく町民一人ひとりの理解と協力が必要であり、また、事業所、町内団体の理解と協力が必要です。町民、事業所、町内団体と連携、協力の強化を図りながら計画を推進します。

3 情報の提供

男女共同参画について理解を深めるため、広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ等を通じて、町民や事業所、町内団体に積極的に情報の提供や開示を進めるとともに、庁内では、男女共同参画の視点に立った施策の立案実施が図られるよう研修機会の充実に努めます。

4 男女共同参画を促進するための取り組み

南越前町男女共同参画推進条例および南越前町男女共同参画推進プランに基づき、南越前町男女共同参画審議会の審議をえながら、南越前町男女共同参画推進員が中心となり、男女共同参画の推進を図ります。

参考資料

- 資料1 男女共同参画基本法
- 資料2 南越前町男女共同参画推進条例
- 資料3 南越前町男女共同参画審議会委員名簿
- 資料4 南越前町男女共同参画推進員名簿
- 資料5 各種委員会への女性の登用状況
- 資料6 平成22年度南越前町男女共同参画社会についての意識調査調査結果の概要

資料1

男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (一) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することを言う。
- (二) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の債務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他の地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念に乗っ取り、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

二 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

二 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(一) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(二) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

三 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

四 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

五 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

二 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(一) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(二) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形

成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

三 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

四 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は次に掲げる事務をつかさどる。

- (一) 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- (二) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (三) 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (四) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

二 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (一) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者。
 - (二) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者。
- 二 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 三 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 四 第一項第二項の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

二 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

二 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二十三日法律第七十八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

資料2

南越前町男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 基本的施策(第9条—第20条)

第3章 南越前町男女共同参画審議会(第21条—第22条)

第4章 雑則(第23条)

附則

海・山・里の豊かな自然や歴史・文化の誇れるまち南越前町は、町民一人ひとりがお互いを思いやり、そして理解し合い共に生きる活力ある町として取り組んできた。

しかしながら、依然として、家庭、地域、職場などあらゆる分野で男性を優位に扱ったり、性別により役割分担を決めつけてしまうような社会慣行等があり、女性の就業率は非常に高くなっているものの、方針決定過程への女性の参画は低い状況となっている。

今後さらに少子高齢化や社会経済情勢の急激な変化が進む中、住民が豊かで活力ある地域社会を実現するために、男女共同参画の推進に関する取り組みを積極的に展開していく事が必要である。

こうした現状を踏まえ、南越前町は、個人の尊厳と法の下での平等をうたう日本国憲法や男女共同参画社会基本法にのっとり、また、男女共同参画に関する様々な取り組みや国際情勢を視野に入れながら、男女共同参画社会の理念が徹底することの重要性を強く認識し、ここに南越前町男女共同参画推進条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、町の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 町民 町内に住所を有する者、勤務する者及び在学する者をいう。
- (4) 事業者 営利、非営利を問わず、町内において事業を行う個人、法人及びその他の団体をいう。
- (5) 公共的団体 町内において地域活動等公共的活動を行う団体をいう。

- (6)セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は相手の生活環境を害することをいう。
- (7)ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等親密な関係にある者に対して、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。
- (8)ジェンダー 生まれつきの生物学的性別と異なり、社会通念又は習慣の中にある男性像及び女性像などのように、社会によって作られた性別をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる理念を基本として、推進されなければならない。

- (1)男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2)社会のあらゆる分野における制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとなるように見直されること。
- (3)男女が、対等に家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定過程に参画する機会が確保されること。
- (4)家族を構成する男女が、互いの協力と社会支援の下に、家庭生活における活動と家庭生活以外の活動に対等に参画し、両立できること。
- (5)男女が、互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項において、双方の意思が尊重されるとともに、生涯を通じて健康な生活を営む権利が確保されること。
- (6) 男女共同参画は、国際的な理解及び協調の下に推進されること。

(町の責務)

第4条 町は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置づけ、前条に定める(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施しなければならない。

- 2 町は、男女共同参画を推進するに当たっては、町民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携し、又は協働して取り組むよう努めなければならない。
- 3 町は、あらゆる施策を策定し、又は実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、男女共同参画に関する理解を深め、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、積極的に男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

- 2 町民は、男女相互の理解と思いやりを基に、協力して生活するよう努めなければならない。
- 3 町民は、町が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に男女が対等に参画するよう努めるとともに、就労者の職場における活動と家庭における活動の両立を支援するため、就労環境を整備するよう努めなければならない。

- 2 事業者等は、町が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければ

ばならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他男女間における人権侵害の行為により、相手に不利益若しくは、身体的、精神的その他の苦痛を与え、又は相手の生活環境を害してはならない。

(情報における男女平等の配慮)

第8条 何人も、広く町民を対象とした広報、報道、広告等において、ジェンダーによる固定的な役割分担又は異性に対する暴力を助長する表現その他過度の性的表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第9条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の形成の推進に関する施策の大綱

(2)前号の施策の大綱に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、基本計画を定めようとするときは、町民及び事業者等の意見を反映するよう努めるとともに、南越前町男女共同参画審議会の意見を聞かなければならない。

4 町長は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(広報活動等)

第10条 町は、男女共同参画に関する町民及び事業者等の理解を深めるため、広報活動、情報提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の振興)

第11条 町は、学校教育、社会教育、家庭教育などにおける男女共同参画に関する教育及び学習の振興を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(働く場における男女共同参画の推進)

第12条 町は、すべての働く場において、男女が性別にかかわらず個々の能力を発揮することができるよう、必要な環境の整備に努めるものとする。

2 町は、男女が農林水産業の経営及びこれに関連する活動又は地域における活動に共同して参画することができるよう、必要な環境の整備に努めるものとする。

(家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立)

第13条 町は、男女がともに育児、介護その他家庭生活における活動と職業生活、地域生活等における活動を両立することができるように、必要な支援を行うよう努めなければならない。

(附属機関等における男女共同参画の推進)

第14条 町長その他の町の執行機関(以下「町長等」という。)は、附属機関その他これに準ずるもの(以下「附属機関等」という。)の委員の構成において、特別な事情がある場合を除き、男女の均衡(この条において、男女いずれか一方の委員の数が、委

員総数のおおむね10分の4未満とならない状況をいう。)を図るよう努めなければならない。

- 2 町長等は、附属機関等が前項に規定する男女の均衡が図られた状況でないときは、特別な事情がある場合を除き、積極的改善措置を講ずるなど計画的に改善するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の防止及び支援)

- 第15条 町は、性別による権利侵害の防止に努めるとともに、これらの被害を受けた者に対し、関係機関と連携し、相談、保護その他の必要な支援措置を講ずるよう努めなければならない。

(推進体制の整備)

- 第16条 町は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な体制を整備するものとする。

(調査研究)

- 第17条 町は、町民及び事業者等と協働して男女共同参画の推進を図るため、調査研究を実施するものとする。

(報告の徴収等)

- 第18条 町長は、男女共同参画の推進に必要があると認めるときは、町と取引関係のある事業者又は補助金の交付を受けている者に対し、男女共同参画に関する状況について報告を求め、適切な措置を講ずるよう協力を求めることができる。

- 2 町長は、前項の規定により報告された男女共同参画に関する状況を取りまとめこれを公表することができる。

(年次報告)

- 第19条 町長は、男女共同参画の推進の状況、基本計画に基づく施策の実施状況等について、男女共同参画審議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

(苦情及び相談への対応)

- 第20条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について、町民又は事業者等から苦情の申し出を受けたときは、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 町長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害について、町民又は事業者等から相談の申し出があったときは、関係機関又は関係団体と協力して、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 町長は、前2項の申し出に係る対応において、必要と認めるときは、南越前町男女共同参画審議会に意見を求めることができる。

第3章 南越前町男女共同参画審議会

(設置)

- 第21条 男女共同参画の推進に関する重要事項については調査審議等を行うため、南越前町男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事項について、調査審議等を行う。

- (1)基本計画の策定及び変更に関する事項
- (2)前条第3項に規定する苦情及び相談への対応に関する事項
- (3)男女共同参画の推進に関し、町長から諮問を受けた事項

3 審議会は、前項に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関し、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第22条 審議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員は、町民、事業者等の代表者、学識経験者等を町長が委嘱する。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、男女共同参画の施策を総合的かつ計画的に実施するためのものは、現に定められている男女共同参画の推進に関する町の計画であって、第9条第1項の規定により定められた基本計画とみなす。

資料3**南越前町男女共同参画審議会委員名簿**

	区 分	氏 名	
1	委員長	高田 洋子	福井大学 教授
2	委 員	北川 恭子	元厚生労働省京都労働局 雇用均等室長
3	〃	安川 悦子	男女共同参画推進会 委員長
4	〃	宮地 倫江	人権擁護委員
5	〃	加藤 恵	商工会女性部長
6	〃	窪田 春美	男女ネットワーク 会長
7	〃	平野 太	公民館運営審議委員会 委員長
8	〃	赤星 昇	南条郡校長会代表 南条小学校長
9	〃	松浦真由美	PTA 連合会 代表
10	〃	山本 俊憲	農業委員

資料4

南越前町男女共同参画推進員名簿

	区 分	氏 名	
1	委員長	安川 悦子	
2	委 員	齋藤 市左衛門	
3	〃	橋本 弘子	
4	〃	坂川 玲子	
5	〃	金山 延子	
6	〃	小谷 富美枝	
7	〃	山本 家治郎	
8	〃	出口 克善	

資料5

各種委員会への女性の登用状況

★南越前町議会議員の女性の登用状況

	委員会名	プラン策定時 (H18.3.31 現在)			平成 23 年度 (H23.4.1 現在)		
		総数	うち女性		総数	うち女性	
	町議会議員	18 人	1 人	5.5%	14 人	1 人	7.1%

★地方自治法(第 180 条の 5)に基づく委員会等の女性の登用状況

	委員会名	プラン策定時 (H18.3.31 現在)			平成 23 年度 (H23.4.1 現在)		
		総数	うち女性		総数	うち女性	
1	選挙管理委員会	4 人	0 人	0.0%	4 人	0 人	0.0%
2	教育委員会	5 人	0 人	0.0%	5 人	1 人	20.0%
3	監査委員	2 人	0 人	0.0%	2 人	0 人	0.0%
4	農業委員会	37 人	0 人	0.0%	20 人	1 人	5.0%
5	固定資産評価審査 委員会	3 人	0 人	0.0%	3 人	1 人	33.3%
	合 計	51 人	0 人	0.0%	34 人	3 人	8.8%

★地方自治法(第 202 条の 3)に基づく審議会等の女性の登用状況

	審議会等名	プラン策定時 (H18.3.31 現在)			平成 23 年度 (H23.4.1 現在)		
		総数	うち女性		総数	うち女性	
1	市町村防災会議	30 人	0 人	0.0%	27 人	0 人	0.0%
2	民生委員推薦会	7 人	0 人	0.0%	6 人	1 人	16.7%
3	国民健康保険運営協議会	9 人	1 人	11.1%	9 人	0 人	0.0%
4	公民館運営審議会	10 人	2 人	20.0%	10 人	2 人	20.0%
5	社会教育委員会	15 人	5 人	33.3%	15 人	5 人	33.3%
6	図書館協議会	15 人	9 人	60.0%	15 人	11 人	73.3%
7	地方文化財保護審議会	10 人	0 人	0.0%	9 人	0 人	0.0%
8	市町村国民保護協議会				27 人	0 人	0.0%

	審議会等名	プラン策定時 (H18.3.31 現在)			平成 23 年度 (H23.4.1 現在)		
		総数	うち女性		総数	うち女性	
9	ケーブルテレビ施設運営審議会	10 人	1 人	10.0%	9 人	1 人	11.1%
10	今庄診療所運営委員会	16 人	0 人	0.0%	14 人	3 人	21.4%
11	介護保険運営協議会	9 人	3 人	33.3%	9 人	3 人	33.3%
12	農業労働災害共済運営審査委員会	6 人	0 人	0.0%	6 人	0 人	0.0%
13	文化会館運営協議会	15 人	6 人	40.0%	12 人	5 人	41.7%
14	南越前町学校給食運営委員会				13 人	3 人	23.1%
15	南越前町男女共同参画審議会				10 人	7 人	70.0%
16	南越前町要保護児童対策地域協議会				12 人	2 人	16.7%

★町職員管理職登用状況

	管理職 総数	うち 女性管 理職数	女性比 率	うち 一般行政職		
				管理職総数	うち 女性管理 職数	女性比 率
平成 23 年度	18 人	0 人	0.0 %	15 人	0 人	0.0 %

資料6

—平成 22 年度 男女共同参画社会についての意識調査—
調査結果の概要

1. 調査のあらまし

- (1) 調査目的 男女の固定的な役割分担意識やそれに基づいた制度・慣行について実態を把握し、南越前町男女共同参画プランの改定の基礎資料とする。
- (2) 調査項目

I.男女共同参画社会の現状	II.家庭生活と男女の役割
III.結婚観・夫婦関係	IV.子育て・子どもの教育
V.介護	VI.ドメスティックバイオレンス
VII.職業	VIII.社会参加・参画
IX.男女共同参画社会の実現について	
- (3) 調査の地域 町内全域
- (4) 調査の対象者 町内に在住する18歳以上の男女 600名
- (5) 抽出方法 住民基本台帳から、10代(18歳)から60代以上の年代別6段階で男女別を無作為抽出
- (6) 調査期間 平成22年7月上旬ごろ～8月20日
- (7) 配布回収方法 郵送による
- (8) 回収の結果 回収数：282人(男性119人・女性156人・無記入7人)
回収率：47.0%

2. 主なポイント

(1) 男女共同参画社会の現状

◆社会の各分野での男女の地位

【結果】

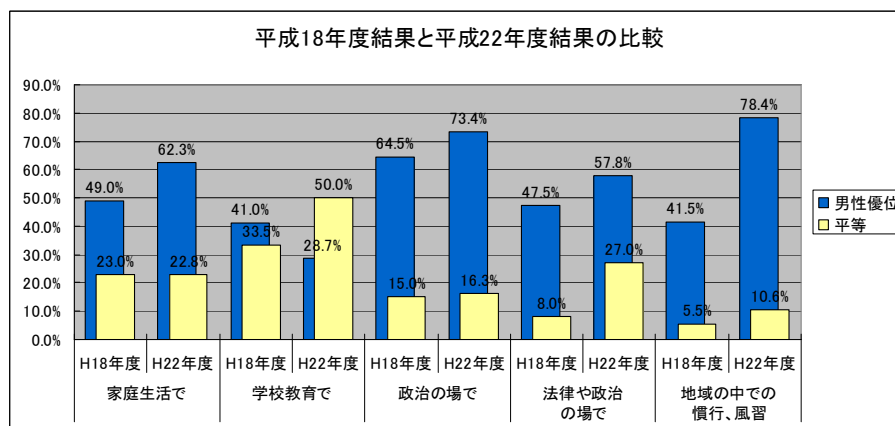
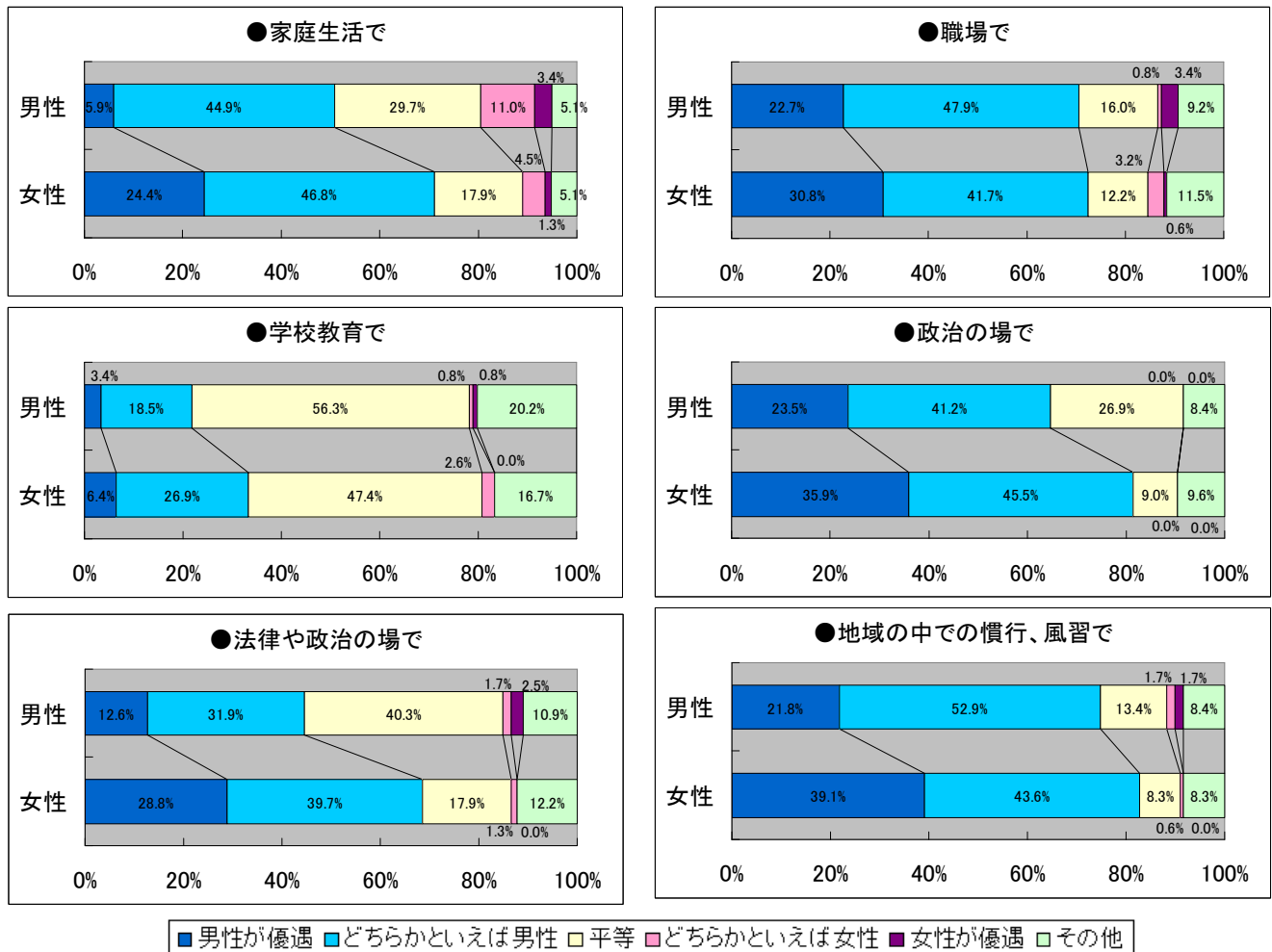
- 社会の各分野での男女の地位について、「男性優位」と考えている人は、「地域の中での慣行や風習」、「政治」、「職場」で70%を超える数値となっており、特に「地域の中での慣行や風習」が78.4%と最も高い数値を示した。
- 前回調査と比較すると、「男性優位」と考えている人の割合は、家庭生活では、49.0%→62.3% (13.3%増加)、学校教育では、41.0%→28.7% (12.3%減少)、政治では、64.5%→73.4% (8.9%増加)、法律や政治の場では、47.5%→57.8% (10.3%増加)、地域の中での慣行や風習では、41.5%→78.4% (36.9%増加) となっており、学校教育を除き増加した。
- 「学校教育」については、「平等」と答えた割合が50%となった。

	[男性優位] : [平等]	
〈家庭生活〉	全体(H18)	49.0% : 23.0%
	全体(H22)	62.3% : 22.8%
	男性	50.8% : 29.7%
	女性	71.2% : 17.9%
〈職場〉	全体(H22)	70.9% : 13.5%
	男性	70.6% : 16.0%
	女性	72.4% : 12.2%
〈学校教育〉	全体(H18)	41.0% : 33.5%
	全体(H22)	28.7% : 50.0%
	男性	21.8% : 56.3%
	女性	33.3% : 47.4%
〈政治〉	全体(H18)	64.5% : 15.0%
	全体(H22)	73.4% : 16.3%
	男性	64.7% : 26.9%
	女性	81.4% : 9.0%
〈法律や政治〉	全体(H18)	47.5% : 8.0%
	全体(H22)	57.8% : 27.0%
	男性	44.5% : 40.3%
	女性	68.6% : 17.9%
〈地域の中での慣行,風習〉	全体(H18)	41.5% : 5.5%
	全体(H22)	78.4% : 10.6%
	男性	74.8% : 13.4%
	女性	82.7% : 8.3%

- 「平等」と考えている人の割合を性別で見ると、全ての分野で男性が女性を上回っている。

【社会の各分野での男女の地位に関するコメント】

- 特に「地域の中での慣行や風習」の中で、男性優位であると考えてる人が増加している。
「職場」や「政治」や「法律」の場では、制度的に規制を行うことができるが、「地域の中での慣行や風習」については、法律や制度面での規制が難しく、なかなか男女共同参画が進んでいかないことが推察される。今後は、「地域の中での慣行や風習」の中でも、具体的にどのようなところで男性が優遇されていると感じるかなどを検証し、どのような対策を講じるべきか考えていかななくてはならない。
- 「学校教育」の場で、平等であると回答したものが50%となった。男女共同参画の理念等を学習するだけでなく、実際、女子生徒が生徒会長になるなど、学校教育の中で目に見える形で男女平等を感じるようになることができたようになったことが要因ではないかと考える。



(2) 家庭生活と男女の役割

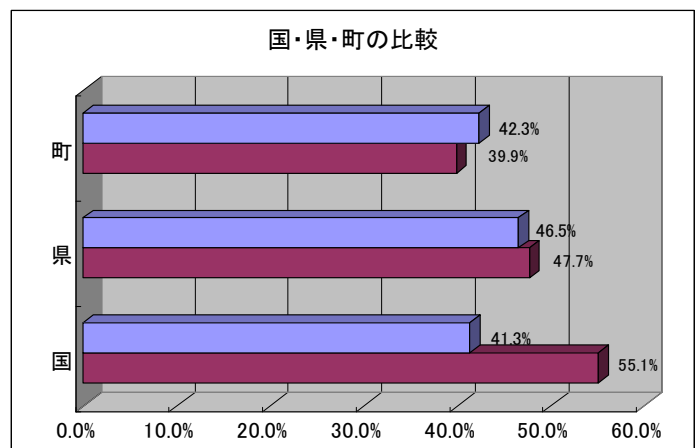
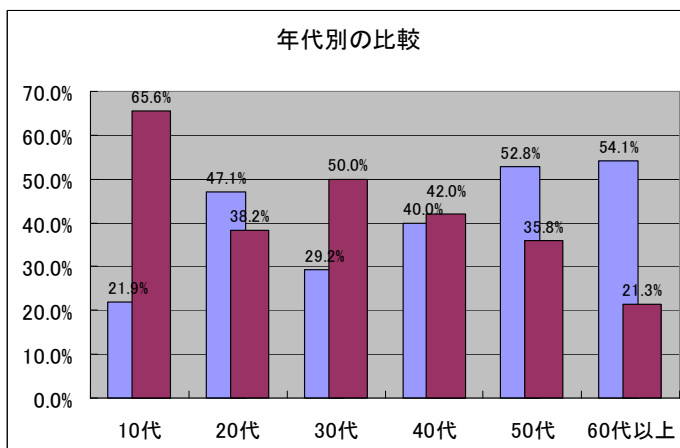
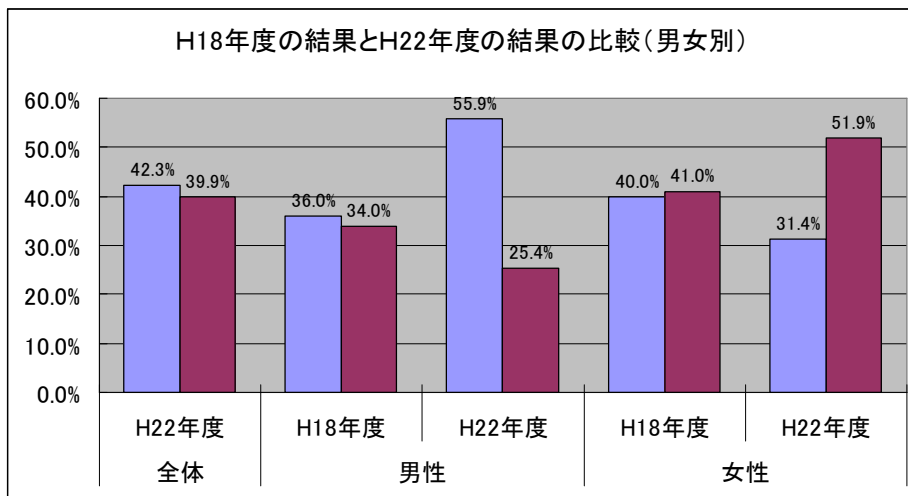
◆「男は仕事、女は家庭」という考え方

【結果】

- 「男は仕事、女は家庭」という考え方については、全体で見ると肯定派と否定派が拮抗しているが、性別で見ると、男性は肯定派が 30.5 ポイント多いのに対し、女性は否定派が 20.5 ポイント多くなっている。
- 年代別で見ると、肯定派が 50 代を境に 50%以上となっているが、20 代でも肯定派が 47.1%と比較的高い値となった。
- 前回調査と比較すると、男性については肯定派が、36%→55.9%と 19.9 ポイント増加、否定派が 34%→25.4%と 8.6 ポイント減少しているのに対し、女性については肯定派が 40%→31.4%と 8.6 ポイント減少、否定派が 41%→51.9%と 10.9 ポイント増加している。男性と女性で意識の違いが広がった。
- 平成 21 年の国の世論調査および平成 22 年の県の意識調査と比較すると、肯定派については大きなひらきはないものの、否定派で国 55.1%、県 47.7%、町 39.9%となっており、国とは 15.2 ポイント低く、県とは 7.8 ポイント低いと大きな差が認められた。

[肯定派] : [否定派]	
全体 (H22)	42.3% : 39.9%
男性 (H22)	55.9% : 25.4%
女性 (H22)	31.4% : 51.9%
男性 (H18)	36.0% : 34.0%
女性 (H18)	40.0% : 41.0%
10 代	21.9% : 65.6%
20 代	47.1% : 38.2%
30 代	29.2% : 50.0%
40 代	40.0% : 42.0%
50 代	52.8% : 35.8%
60 代以上	54.1% : 21.3%

[肯定派] : [否定派]	
国	41.3% : 55.1%
県	46.5% : 47.7%
町	42.3% : 39.9%



(3) 結婚観・夫婦関係

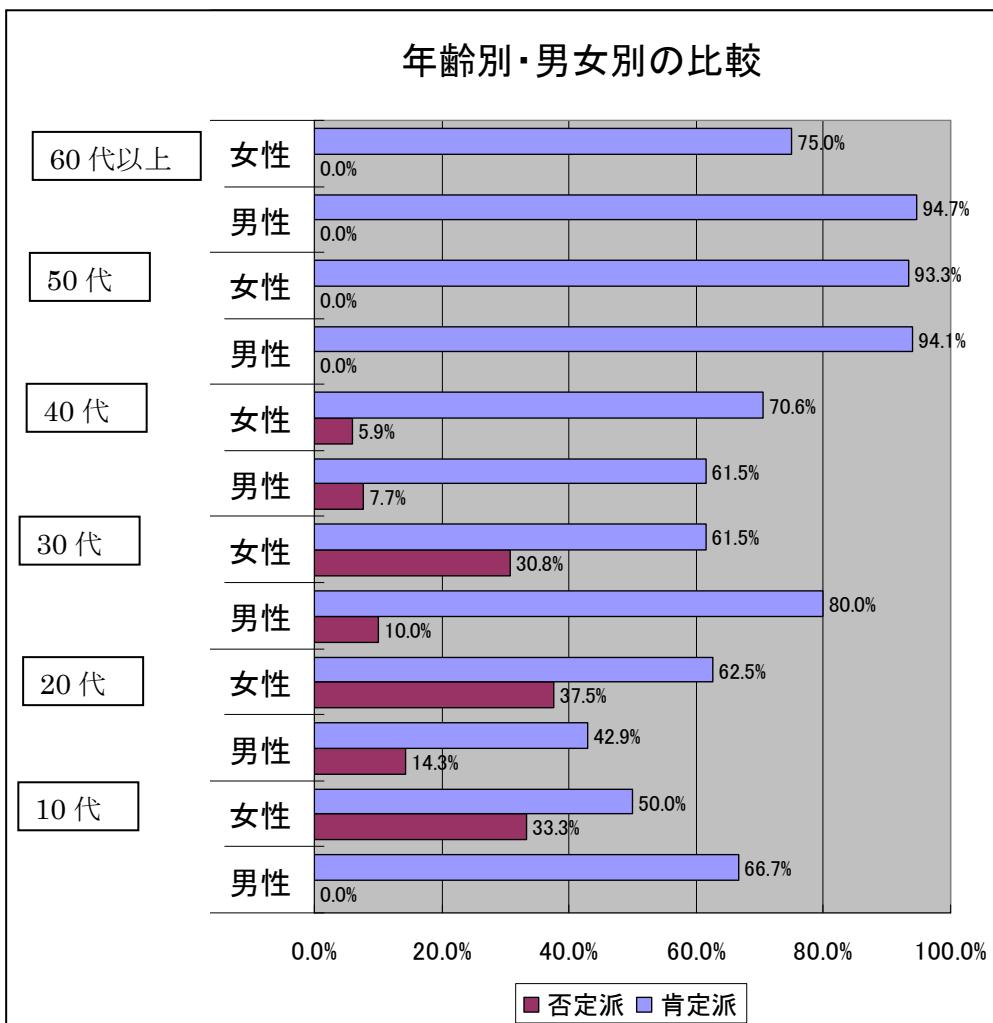
◆「結婚するのがあたりまえ」という考え方

【結果】

- 「結婚するのがあたりまえ」という考え方については、肯定派が、**69.5%**に達している。
- 50代以上の方については、「結婚するのがあたりまえ」という考え方について、否定派は**0%**という結果になった。
- 平成22年の県の意識調査と比較すると、否定派については大きなひらきはないものの、肯定派で県**79.3%**、町**69.5%**となっており、県とは**9.8**ポイント低い数字となった。

[肯定派] : [否定派]			
全 体	69.5% : 15.2%		
男 性	73.1% : 8.4%	女 性	66.0% : 21.2%
10代	66.7% : 0.0%	10代	50.0% : 33.3%
20代	42.9% : 14.3%	20代	62.5% : 37.5%
30代	80.0% : 10.0%	30代	61.5% : 30.8%
40代	61.5% : 7.7%	40代	70.6% : 5.9%
50代	94.1% : 0.0%	50代	93.3% : 0.0%
60代以上	94.7% : 0.0%	60代以上	75.0% : 0.0%

[肯定派] : [否定派]	
県	79.3% : 13.9%
町	69.5% : 15.2%



どの年代でも、「肯定派」が「否定派」より多くなっています。「結婚するのがあたりまえ」と考えている人が、多いのが現状です。



(4) 子育て・子どもの教育

◆育児休暇の周知度について

【結果】

○育児休暇について、「よく知っている」と答えた方が61.7%、「聞いたことがあるがあまり知らない」と答えた方が28.4%、「聞いたことがない」と答えた方が0.4%となった。

・よく知っている	61.7%
・聞いたことがあるがあまり知らない	28.4%
・聞いたことがない	0.4%

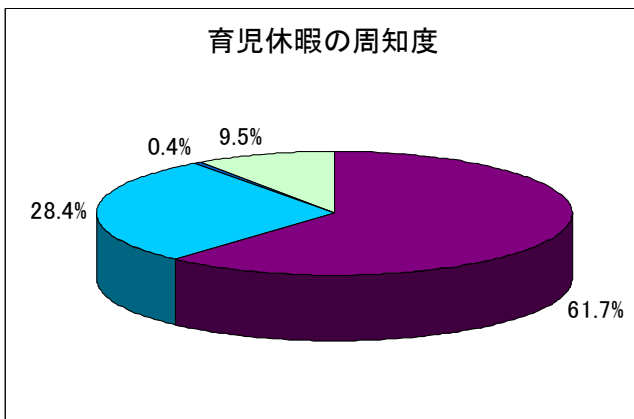
○「よく知っている」と答えた方について、年齢別で見ると、10代が40.6%、60歳代からが55.7%と比較的低い結果となった。

	よく知っている	聞いたことがあるがあまり知らない	聞いたことがない
10代	40.6%	50.0%	3.1%
20代	60.0%	40.0%	0.0%
30代	72.9%	25.0%	0.0%
40代	64.0%	30.0%	0.0%
50代	71.7%	24.5%	0.0%
60代以上	55.7%	14.8%	0.0%

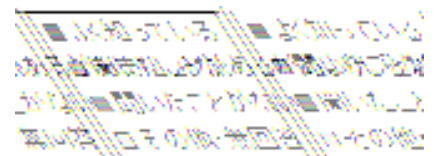
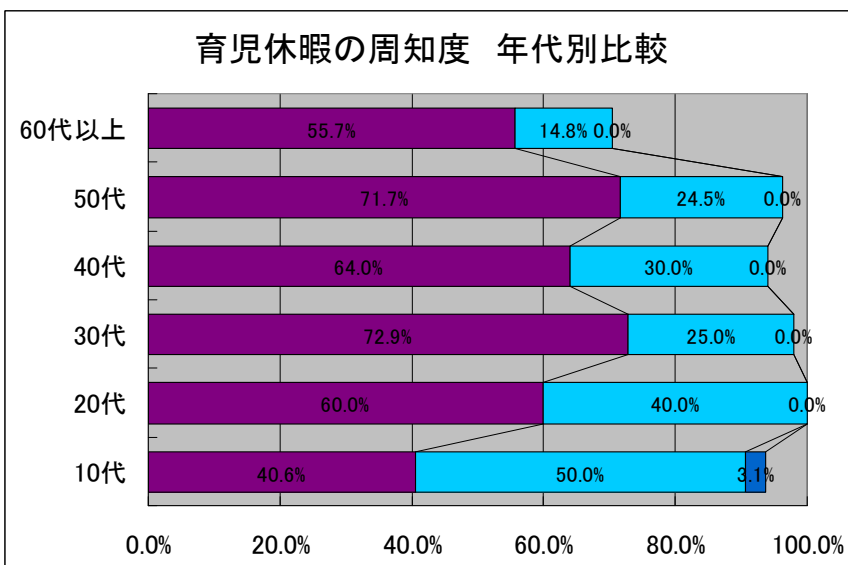
○「聞いたことがあるがあまり知らない」と答えた方について、年齢別で見ると、10代が50.0%、20代が40.0%と平均より高い結果となった。

○「よく知っている」と答えた方について、地区別で見ると、河野地区が48.7%と平均より13ポイント低い結果となった。

	よく知っている	聞いたことがあるがあまり知らない	聞いたことがない
河野地区	48.7%	48.7%	0.0%
今庄地区	64.0%	26.1%	0.9%
南条地区	65.2%	24.1%	0.0%



育児休暇について、「よく知っている」と答えた方は61.7%という結果になりました。10代で、「よく知っている」と答えた方が50%を下回りましたが、その他の年代では、50%以上の人が「よく知っている」と答えています。

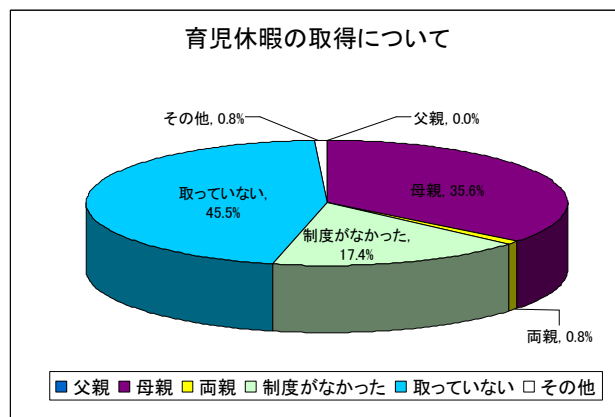


◆育児休暇の取得について

【結果】

○育児休暇の取得については、回答があったもののうちの結果は、「父親」が0.0%、「母親」が35.6%、「両親」が0.8%、「取っていない（制度がなかった含む）」が62.9%となっている。

・父親	0.0%	・母親	35.6%
・両親	0.8%	・制度がなかった	17.4%
・取っていない	45.5%	・その他	0.8%



◆育児休暇は誰が取るべきか

【結果】

○育児休暇は誰が取るべきかという質問については、「母親」45.2%に続き、「両親」と回答した者が33.1%という結果になった。また、「父親」と回答した者も1.1%いた。

・父親	1.1%
・母親	45.2%
・両親	33.1%
・その他	5.3%

○性別で比較すると、「両親」と回答したものが、男性37.0%、女性30.3%と6.7ポイント差があったものの、その他に大きな差は見られなかった。

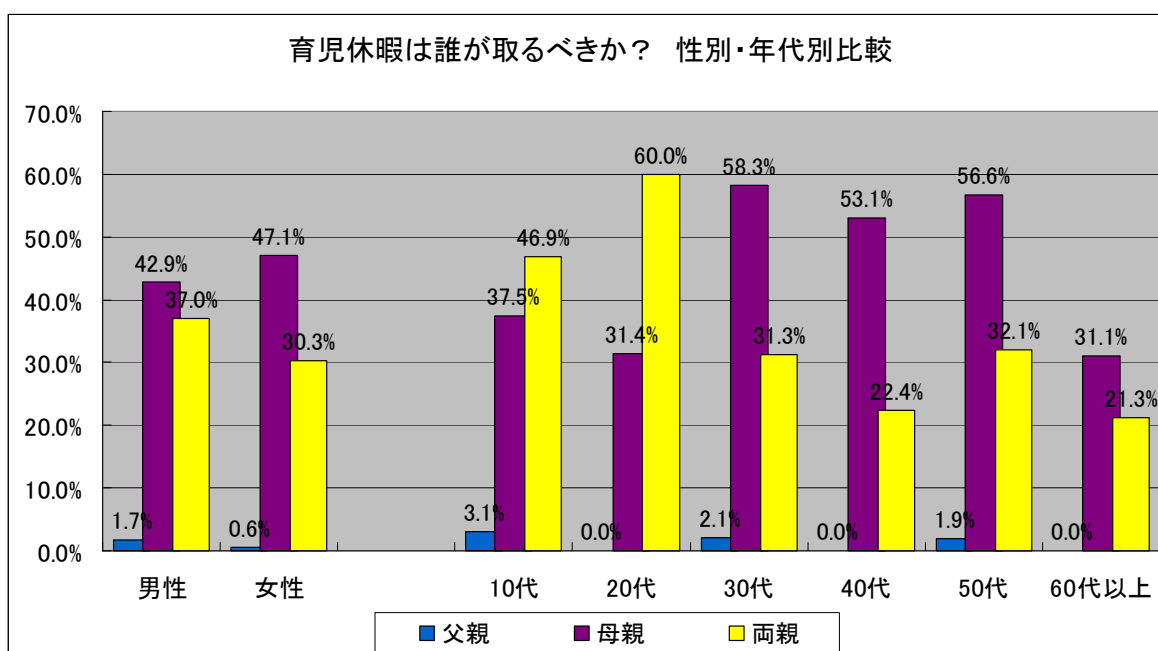
	父親	母親	両親
男性	1.7%	42.9%	37.0%
女性	0.6%	47.1%	30.3%
10代	3.1%	37.5%	46.9%
20代	0.0%	31.4%	60.0%
30代	2.1%	58.3%	31.3%
40代	0.0%	53.1%	22.4%
50代	1.9%	56.6%	32.1%
60代以上	0.0%	31.1%	21.3%

○年代別に比較すると、「母親」と回答したものが、30代(58.3%)・40代(53.1%)・50代(56.6%)と50%を超える結果となっている。また、「両親」と答えたものが、10代で46.9%、20代で60.0%と高い結果となった。

○その他の意見として、「取れるほうがとればいい」「どちらでもよい」という意見もみられた。

【育児休暇は誰が取るべきかに関するコメント】

●10代・20代で「両親」が育児休暇を取るべきだと回答したものが多かったが、「2人で子育てをしなくてはならない」という意識が高まってきた表れではないかと推察される。



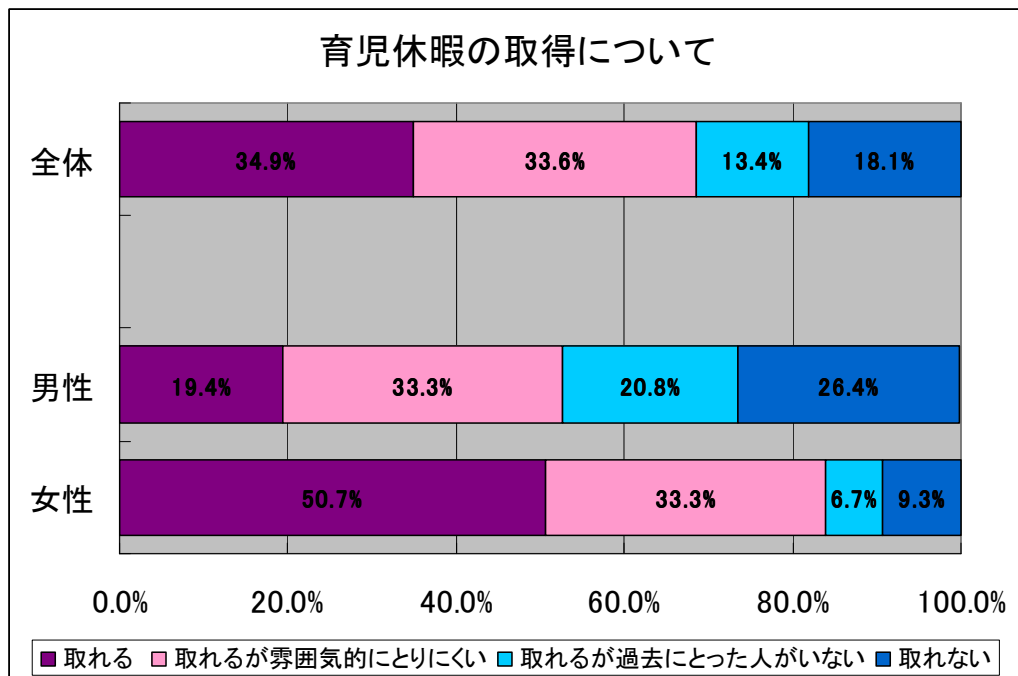
◆育児休暇の取得について

【結果】

○育児休暇の取得については、「取れる」が34.9%、「取れるが雰囲気的にとりにくい」が33.6%、「取れるが過去にとった人がいない」が13.4%、「取れない」が18.1%という結果になった。

○性別で比較すると、「取れる」と回答したものが、男性19.4%、女性50.7%と女性が31.3ポイント高い結果となった。「取れるが雰囲気的にとりにくい」と回答したものは、男性33.3%、女性33.3%と差は見られなかった。「取れるが過去にとった人がいない」と回答したものは、男性が20.8%、女性が6.7%と男性が14.1ポイント高い結果となり、「取れない」と回答したのも、男性が26.4%、女性が9.3%と17.1ポイント男性が高い結果となった。

	全体	男性	女性
・取れる	34.9%	19.4%	50.7%
・取れるが雰囲気的にとりにくい	33.6%	33.3%	33.3%
・取れるが過去にとった人がいない	13.4%	20.8%	6.7%
・取れない	18.1%	26.4%	9.3%



【育児休暇の取得に関するコメント】

●育児休暇の取得については、「取れるが雰囲気的にとりにくい」33.6%、「取れるが過去にとった人がいない」13.4%、「取れない」18.1%を合計すると、65.1%となる。まだまだ育児休暇を取れない、また、取りにくい状況であることがわかる。今後は、個人の意識改革を進めるとともに事業所等にも積極的に働きかけるなど、何らかの対策と普及啓発が必要になると考える。

(5) 介護

◆誰に介護を頼みたいか

【結果】

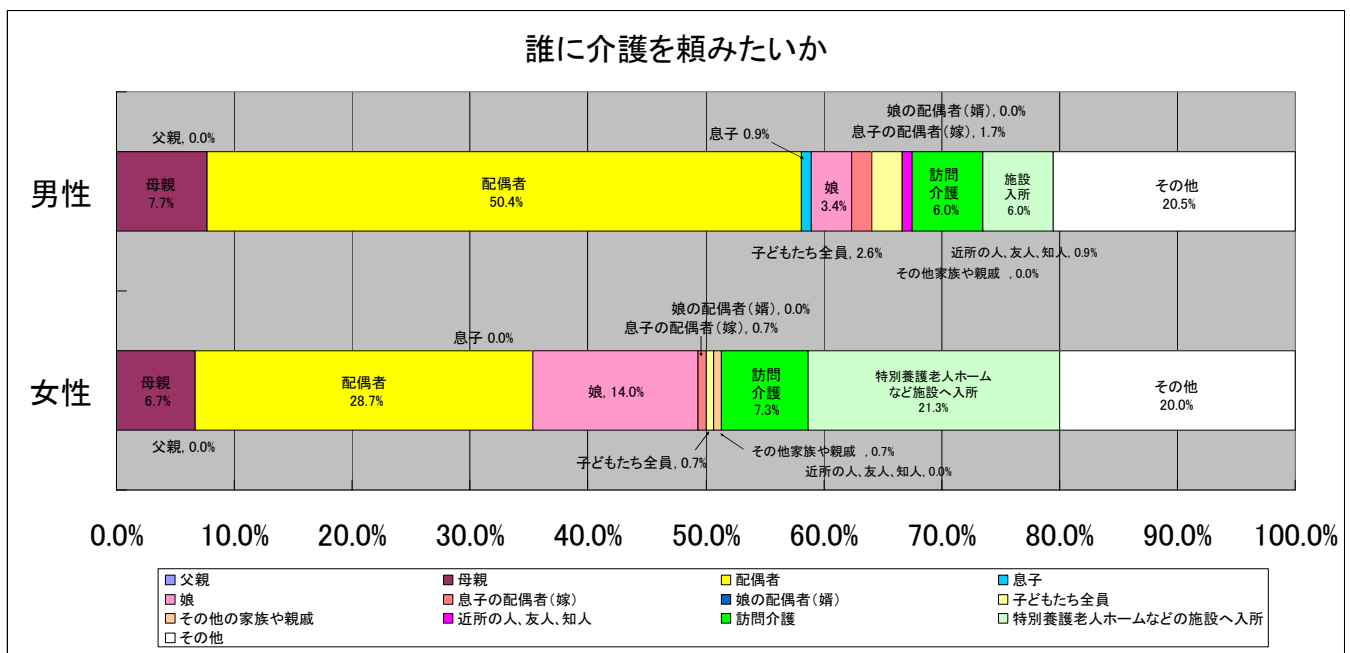
○誰に介護を頼みたいかについては、「配偶者」が38.3%。次いで、「特別養護老人ホームなどの施設入所」が14.2%となった。

○性別で比較すると、「配偶者」と回答したものが、男性50.4%に対し女性28.7%と男性が21.7ポイント高い結果となった。また、「特別養護老人ホームなどの施設入所」と回答したものが、男性6.0%に対し女性21.3%と女性が15.3ポイント高い結果となった。

	全体	[男性 : 女性]
・父親	0.0%	[0.0% : 0.0%]
・母親	6.9%	[7.7% : 6.7%]
・配偶者	38.3%	[50.4% : 28.7%]
・息子	0.4%	[0.9% : 0.0%]
・娘	9.1%	[3.4% : 14.0%]
・息子の配偶者(嫁)	1.5%	[1.7% : 0.7%]
・娘の配偶者(婿)	0.0%	[0.0% : 0.0%]
・子どもたち全員	1.5%	[2.6% : 0.7%]
・その他の家族や親戚	0.7%	[0.0% : 0.7%]
・近所の人、友人、知人	0.4%	[0.9% : 0.0%]
・訪問介護	6.6%	[6.0% : 7.3%]
・施設へ入所	14.2%	[6.0% : 21.3%]

○年齢別で比較すると、10代、20代で「母親」と回答したものが、20%を超える数値となっているのに対し、「父親」と回答したものは0.0%であった。また、40代で「娘」と回答したものが、18.0%であったのに対し、「息子」と回答したものは0.0%であった。

	10代	20代	30代	40代	50代	60代～
・父親	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
・母親	21.9%	20.6%	6.8%	0.0%	2.0%	0.0%
・配偶者	18.8%	14.7%	50.0%	50.0%	47.1%	36.7%
・息子	3.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
・娘	6.3%	8.8%	2.3%	18.0%	7.8%	10.0%
・息子の配偶者(嫁)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	3.3%
・娘の配偶者(婿)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
・子どもたち全員	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.9%	3.3%
・その他の家族や親戚	0.0%	2.9%	2.3%	0.0%	0.0%	0.0%
・近所の人、友人、知人	3.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
・訪問介護	6.3%	14.7%	2.3%	0.0%	13.7%	5.0%
・施設へ入所	9.4%	8.8%	15.9%	20.0%	13.7%	15.0%



◆介護の家庭内での役割分担意識について

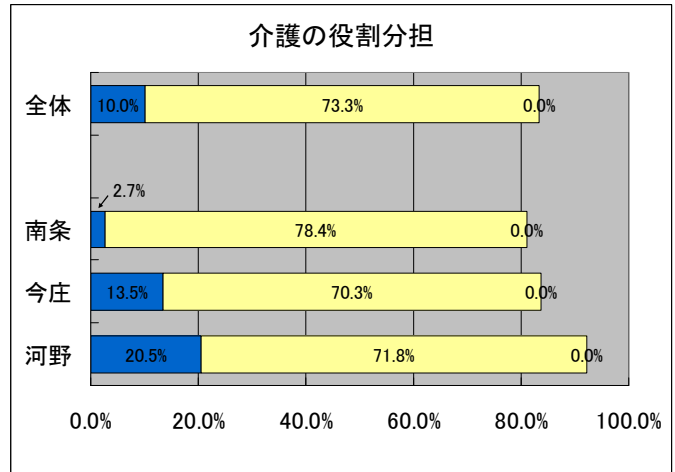
【結果】

○介護の家庭内での分担意識について、「男女が共同して受け持つほうがよい」と回答したものが73.3%となった。

○地域別で比較すると、「主として女性が受け持つほうがよい」と回答したものが、河野地区で20.5%、今庄地区で13.5%、南条地区で2.7%と地域により若干の差が認められた。

	全体	河野	今庄	南条
・主として女性が受け持つほうがよい	10.0%	20.5%	13.5%	2.7%
・男女が共同して受け持つほうがよい	73.3%	71.8%	70.3%	78.4%
・主として男性が受け持つほうがよい	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

- 主として女性が受け持つほうがよい
- 男女が共同して受け持つほうがよい
- 主として男性が受け持つほうがよい



◆介護が必要になった時に困ること

【結果】

○介護が必要となった時に困ることについて、「ストレスや精神的負担が多くなる」と回答したものが全体の62.1%と一番高い数値となった。次いで、「経済的な負担が多くなる」と回答したものが全体の49.3%。以下、右表のとおり。

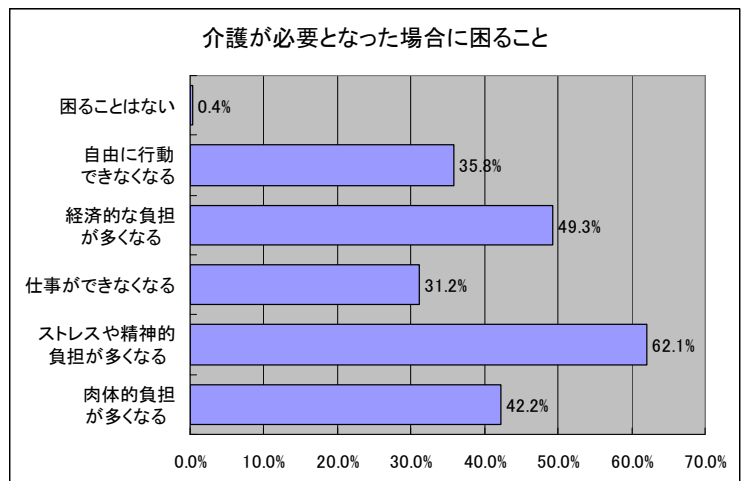
・肉体的負担が多くなる	42.2%
・ストレスや精神的負担が多くなる	62.1%
・仕事ができなくなる	31.2%
・経済的な負担が多くなる	49.3%
・自由に行動できなくなる	35.8%
・何もこまることはない	0.4%

【介護全体に関するコメント】

●介護について、意識の面では「男女が共同して受け持つほうがよい」と考えているものが多数を占めている。

●誰に介護を頼みたいかは、一番めに期待しているのは男女とも「配偶者」である。ついで「特別養護老人ホームなどの施設入所」である。「訪問介護」もふくめれば施設や在宅のサービスに対する期待が大きい。ついで40代以上は「子ども」であるが「娘」であり、30代以下は「母親」であり、「女性」に介護してもらいたいと思う割合が多くなる傾向がある。

●介護が必要となった時に困ることでは、「ストレスや精神的負担が多くなる」に次ぎ「経済的な負担が多くなる」と回答したものが全体の49.3%を占めた。今後、更なる介護サービスの充実を図る必要がある。



(6) ドメスティックバイオレンス (DV)

◆ドメスティックバイオレンスの状況について

【結果】

282 件中

	何度も された	1～2度 された	何度も した	1～2度 した
【身体的な暴力】				
命の危険を感じるくらいの暴行	1件	7件		
医者の治療が必要となる程度の暴行	2件	3件		1件
医者の治療が必要とならない程度の暴行	6件	5件		2件
【心理的・言葉による暴力】				
「誰のおかげで生活できるんだ」とか、「かいしょうなし」と言われる	6件	9件	2件	8件
人格や存在を否定するような言葉の暴力	11件	13件	4件	14件
何を言っても、長期間無視	5件	10件	5件	15件
【経済的な暴力】				
生活費を入れない	5件	4件		4件
職に就いたり、仕事を継続することへの妨害	1件	6件	1件	
借金をおわせる	2件	2件	1件	2件
【性的な暴力】				
相手がいやがっているのに性的な行為を強要	4件	6件	2件	9件
相手が見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる	1件	1件		2件
【社会的離脱】				
交友関係や電話などの細かな監視	9件	2件	2件	2件
【子どもを巻き込んだ暴力】				
「子どもに危害を加える」と言って脅したり、子どもを取り上げる	1件	1件		1件

【DVに関するコメント】

- 本町においてDVに関する相談はないが、DV被害者がいると予測していた。アンケートの結果を見ると相当数の被害者がいることが判明したため、今後は、相談窓口の設置等何らかの対応策が必要であると考えます。



南越前町においてDVに関する相談はありませんが、アンケート結果を見るとDV被害者が居ることがわかりました。

ドメスティックバイオレンス (DV)

配偶者、恋人等親密な関係にある者に対して行われる、身体的または精神的な苦痛を与える暴力的行為

(7) 職業

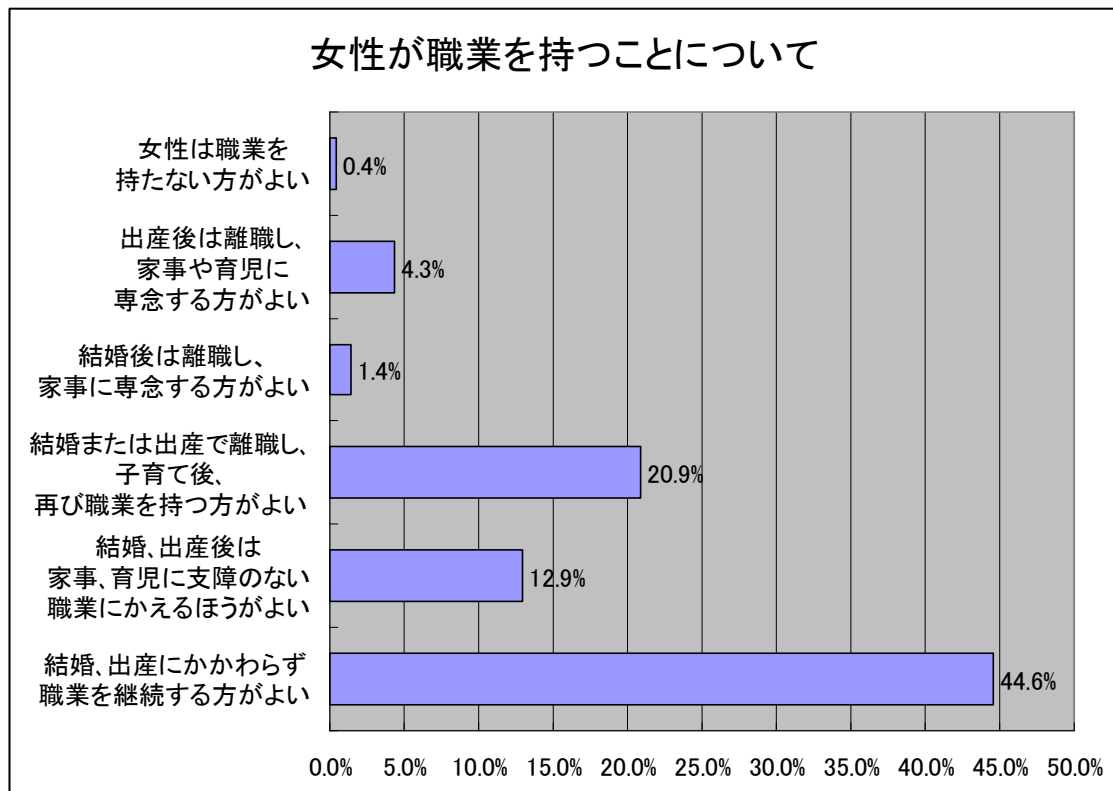
◆女性が職業を持つことと結婚・出産との関係

【結果】

- 女性が職業を持つことと結婚・出産との関係については、「結婚、出産にかかわらず職業を継続する方がよい」と考えている人が44.6%と最も多くなっている。
- 平成21年の国の世論調査および平成22年の県の意識調査と比較すると、「結婚、出産にかかわらず職業を継続する方がよい」と答えた者の割合が国45.9%、県38.1%となっており、国と大きな差はないものの、県より6.5%高い結果となった。
- 前回の調査結果と比較してみると、「結婚、出産にかかわらず職業を継続する方がよい」と答えた者が33.0%→44.6%と11.6ポイント増加した。

【平成22年度結果】	全体 [男性：女性]
・結婚、出産にかかわらず職業を継続する方がよい	44.6%[47.9%：42.1%]
・結婚、出産後は家事、育児に支障のない職業にかえるほうがよい	12.9%[11.8%：14.5%]
・結婚または出産で離職し、子育て後、再び職業を持つ方がよい	20.9%[21.0%：21.7%]
・結婚後は離職し、家事に専念する方がよい	1.4%[1.7%：1.3%]
・出産後は離職し、家事や育児に専念する方がよい	4.3%[4.2%：4.6%]
・女性は職業を持たない方がよい	0.4%[0.0%：0.0%]

【平成18年度結果】	全体 [男性：女性]
・結婚、出産にかかわらず職業を継続する方がよい	33.0%[38.0%：28.0%]
・結婚、出産後は家事、育児に支障のない職業にかえるほうがよい	23.0%[25.0%：22.0%]
・結婚または出産で離職し、子育て後、再び職業を持つ方がよい	33.0%[28.0%：38.0%]
・結婚後は離職し、家事に専念する方がよい	3.0%[3.0%：3.0%]
・女性は職業を持たない方がよい	0.0%[0.0%：0.0%]



◆女性が管理職になること

【結果】

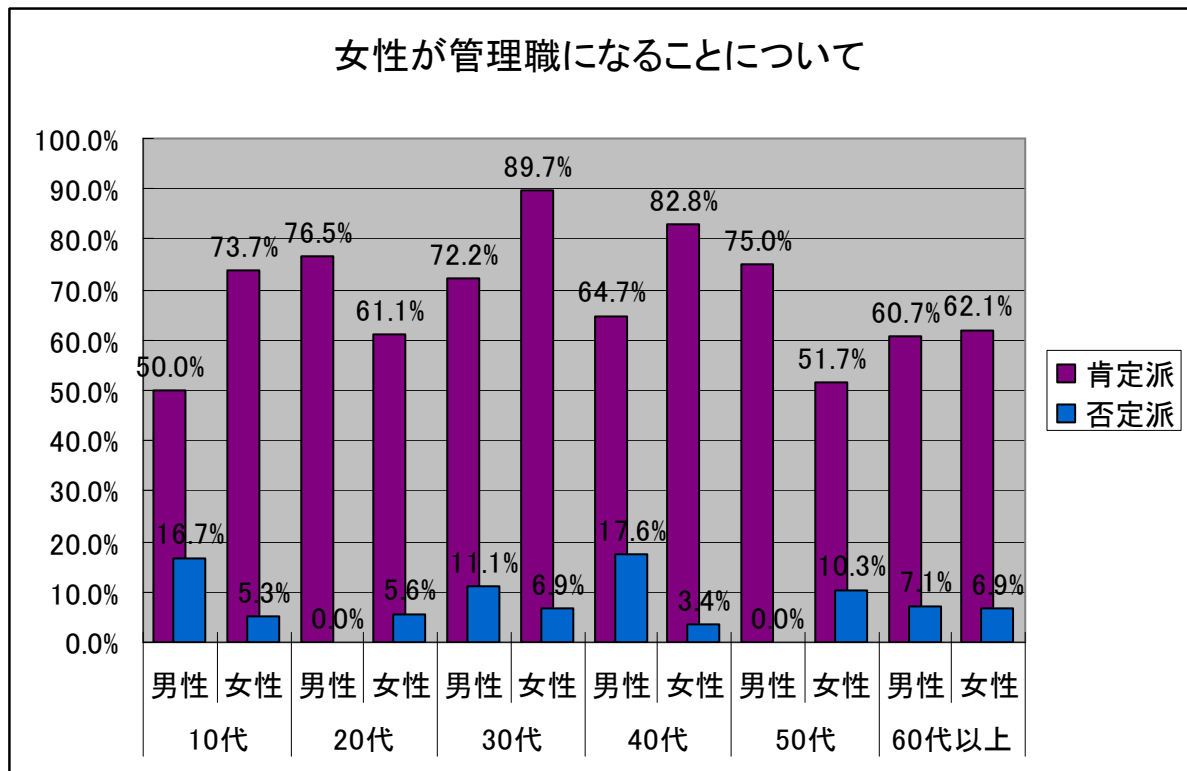
- 女性が管理職になることについては、「反対」と答えた者は0%となった。
- 性別で見ると、肯定派は、男性 67.5%、女性 70.6%。否定派は、男性 7.7%、女性 6.5%と大きな差はみられなかった。

[肯定派]：[否定派]			
全 体	68.2%：6.9%		
男 性	67.5%：7.7%	女 性	70.6%：6.5%
10代	50.0%：16.7%	10代	73.7%：5.3%
20代	76.5%：0.0%	20代	61.1%：5.6%
30代	72.2%：11.1%	30代	89.7%：6.9%
40代	64.7%：17.6%	40代	82.8%：3.4%
50代	75.0%：0.0%	50代	51.7%：10.3%
60代以上	60.7%：7.1%	60代以上	62.1%：6.9%

- 年代別で見ると、30代の肯定派が81.3%、40代の肯定派が74.5%と高い結果となっており、その中でも、特に、30代女性の肯定派が89.7%。40代女性の肯定派が82.8%と、80%を超える高い結果となった。
- 配偶者の有無・性別で見ると、配偶者がいる男性の肯定派は81.5%、配偶者がいない男性の肯定派は、50.0%と31.5ポイントの差がみられた。

【女性が管理職になることに関するコメント】

- 女性が管理職になることについて、肯定派が68.2%と大半を占めている。これは、社会全体で見ても女性管理職の受け入れ体制が整ってきたことなどにより、女性が管理職になることについての抵抗感が薄れてきたことの現れであると推察される。
- 30代～40代の女性の肯定派が80%を超えているが、女性の社会進出が進んできたことやスキルアップが進んできたことなどにより自信が付き、自らが管理職になることについて抵抗が無くなってきたことも要因のひとつではないかと推察される。



南越前町男女共同参画推進プラン

～優しいまち・たすけあう男と女～

発行:南越前町

編集:南越前町 教育委員会事務局

住所:〒919-0203

福井県南条郡南越前町牧谷29-15-1

TEL:0778-47-8005

FAX:0778-47-7010

発行年月:平成24年3月
